



稲城市告示第95号

令和7年第3回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和7年8月25日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和7年9月1日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和7年第3回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第45号議案 稲城市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第46号議案 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
- 第47号議案 稲城市下水道条例の一部を改正する条例

<決 算>

- 第48号議案 令和6年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 令和6年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 令和6年度東京都稲城市下水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 第54号議案 令和6年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定について

<補正予算>

- 第55号議案 令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）
- 第56号議案 令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第57号議案 令和7年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第59号議案 令和7年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）

<その他>

第60号議案 稲城市教育委員会委員の任命について

第61号議案 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（建築）請負契約

第62号議案 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（電気）請負契約

第63号議案 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（機械）請負契約

第64号議案 稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約の変更について

第65号議案 稲城市立図書館の指定管理者の指定について

<報告>

第5号報告 健全化判断比率の報告について

第6号報告 資金不足比率の報告について

第7号報告 専決処分の報告について

第8号報告 令和6年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第9号報告 令和6年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

第10号報告 令和6年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第45号議案

稲城市立図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

市民サービスのさらなる向上を図るため、稲城市立第一図書館、稲城市立第二図書館、稲城市立第三図書館及び稲城市立第四図書館の開館日時を拡大するとともに、稲城市立中央図書館に併設している城山体験学習館を図書館施設として位置付けるほか、指定管理者に全館の管理を行わせることに伴い、稲城市立図書館設置条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市立図書館設置条例の一部を改正する条例

稲城市立図書館設置条例（平成19年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第24条とする。

第17条中「指定管理者又は利用者」を「指定管理者、図書館の利用者及び使用者」に改め、同条を第23条とする。

第16条中「第12条第1項」を「第18条第1項」に、「施設又は設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、図書館の施設のうち別表第3に掲げるものの使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が回復の必要がないと認めるときはこの限りではない。

第16条を第22条とし、第15条を第21条とする。

第14条の見出しを「（指定管理者の管理の基準等）」に改め、同条を第20条とする。

第13条の見出しを「（指定管理者の指定等の公表）」に改め、同条中「教育委員会は、」の次に「第17条の規定により」を加え、「若しくは指定を取り消したとき又は」を「又は前条第1項の規定によりその指定を取り消し、若しくは」に改め、同条を第19条とし、第12条を第18条とする。

第11条中「第9条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第10条の見出しを「（指定管理者の欠格事由）」に改め、同条を第16条とする。

第9条第1項中「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、」を「当該」に改め、「指定を受けようとするものを」の次に「あらかじめ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

第9条を第15条とする。

第8条第1号中「のうち第4号を除く事業」を「（同条第4号に規定する配本所

等の設置に関する事業を除く。)」に改め、同条第3号中「前2号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「施設及び設備」の次に「(以下「施設等」という。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第7条及び第8条に規定する施設の使用に関する業務

(3) 第9条に規定する施設の使用料の徴収に関する業務

第8条を第14条とする。

第7条中「別表第3に掲げる」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条及び第8条(第1号を除く。)の規定中「教育委員会」とあるのは、「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。
第7条を第13条とし、第6条の次に次の6条を加える。

(使用の承認)

第7条 図書館の施設のうち別表第3に掲げるものを使用しようとするものは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の施設のうち別表第3に掲げるものの使用の条件を変更し、若しくは使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく教育委員会規則(以下「規則」という。)に違反したとき。

(2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。

(4) その他教育委員会が公益上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 第7条第1項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。この場合において、教育委員会は、当該承認の日から当該使用の時までの間で、当該使用料を納めるべき期限を指定することができる。

（使用料の減免）

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	開館時間	休館日
稲城市立中央図書館	午前9時から午後8時まで	(1) 第4月曜日。ただし、第4月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときはその翌日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月30日及び同月31日 (4) 特別整理期間 年間4日以内
稲城市立第一図書館		(1) 第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日 (2) 1月1日から同月4日まで (3) 12月28日から同月31日まで (4) 特別整理期間 年間4日以内

稲城市立第二図書館、稲城市立第三図書館及び稲城市立第四図書館		内 (1) 第1月曜日、第3月曜日、第5月曜日及び休日 (2) 1月2日から同月4日まで (3) 12月28日から同月31日まで (4) 特別整理期間 年間4日以内
稲城市立i(あい)プラザ図書館		(1) 第2月曜日及び第4月曜日。ただし、第2月曜日及び第4月曜日が休日であるときはその翌日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで (4) 特別整理期間 年間4日以内

別表第3（第7条関係）

施設の名称	使用料（1時間単位）
中央図書館視聴覚室	620円
中央図書館レクチャールーム1	300円
中央図書館レクチャールーム2	300円
中央図書館工房1	300円
中央図書館工房2	300円

備考 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する）

る条例の廃止)

第2条 稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例（平成17年稲城市条例第16号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この条例の施行前にこの条例による改正前の稲城市立図書館設置条例及びこの条例による廃止前の稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この条例による改正後の稲城市立図書館設置条例（以下「新条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

第4条 新条例に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議案番号	第45号	担当課	教育部図書館課
件名	稲城市立図書館設置条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、市民サービスのさらなる向上を図るため、稲城市立第一図書館、稲城市立第二図書館、稲城市立第三図書館及び稲城市立第四図書館の開館日時を拡大するとともに、稲城市立中央図書館に併設している城山体験学習館を図書館施設として位置付けるほか、指定管理者に全館の管理を行わせることに伴い、稲城市立図書館設置条例（平成19年稲城市条例第13号）の一部を改正するものです。</p>			
【改正内容】			
○ 第7条（使用の承認） <p>図書館の施設のうち別表第3に掲げるものの使用の承認について規定します。</p>			
○ 第8条（使用の承認の取消し等） <p>図書館の施設のうち別表第3に掲げるものの使用の承認の取消し、使用の停止等について規定します。</p>			
○ 第9条（使用料） <p>図書館の施設のうち別表第3に掲げるものの使用者は、使用料を前納しなければならないことを規定します。</p>			
○ 第10条（使用料の減免） <p>使用料の減額及び免除について規定します。</p>			
○ 第11条（使用料の不還付） <p>既に納付した使用料は原則還付しない旨を規定します。</p>			
○ 第12条（使用権の譲渡等の禁止） <p>使用の権利を譲渡又は転貸してはならないことを規定します。</p>			
○ 第13条（指定管理者による管理） <p>指定管理者が全館を管理できるよう文言を整理するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げます。</p>			
○ 第14条（指定管理者が行う業務）			

指定管理者が行う業務について規定するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げます。

- 第15条（指定管理者の指定の手續）、第16条（指定管理者の欠格事由）、第19条（指定管理者の指定等の公表）、第20条（指定管理者の管理の基準等）及び第24条（委任）

見出し及び条文の文言を整理するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げます。

- 第17条（指定管理者の指定）

第7条から第12条の追加に伴い、規定を整備します。

- 第18条（指定管理者の指定の取消し等）及び第21条（個人情報の取扱い）

第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げます。

- 第22条（原状回復の義務）

指定管理者及び使用者の原状回復の義務について規定するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、規定を整備します。

- 第23条（損害賠償の義務）

指定管理者、図書館の利用者及び使用者の損害賠償の義務について規定するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げます。

- 別表第2（第6条関係）

稲城市立第一図書館、稲城市立第二図書館、稲城市立第三図書館及び稲城市立第四図書館の開館時間を午前9時から午後8時までとします。稲城市立中央図書館の休館日については、第4月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときはその翌日を休館日とすることを加えるとともに、稲城市立第一図書館、稲城市立第二図書館、稲城市立第三図書館及び稲城市立第四図書館の休館日については、図書館施設を包含する文化センターの公民館の休館日と同日とします。また、図書館の全館の特別整理期間を年間4日以内とします。

- 別表第3（第7条関係）

稲城市立中央図書館の施設のうち、視聴覚室、レクチャールーム及び工房の使用料の額を規定します。

【施行期日等】

この条例は、令和8年7月1日から施行します。また、付則において、稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例（平成17年稲城市条例第16号）を廃止するとともに、経過措置等について定めます。

稲城市立図書館設置条例の新旧対照表

新	旧
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p><u>(使用の承認)</u></p> <p>第7条 <u>図書館の施設のうち別表第3に掲げるものを使用しようとするものは、教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。</u></p> <p>(1) <u>公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>管理上支障があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p>第8条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の施設のうち別表第3に掲げるものの使用の条件を変更し、若しくは使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例又はこれに基づく教育委員会規則（以下「規則」という。）に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用の目的又は使用の条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他の事故により使用できなくなったとき。</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が公益上特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 <u>第7条第1項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。この場合において、教育委員会は、当該承認の日から当該使用の時までの間で、当該使用料を納めるべき期限を指定することができる。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第10条 <u>前条の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p>

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第13条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、図書館の管理を法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条及び第8条（第1号を除く。）の規定中「教育委員会」とあるのは、「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に掲げる事業（同条第4号に規定する配本所等の設置に関する事業を除く。）に関する業務
- (2) 第7条及び第8条に規定する施設の使用に関する業務
- (3) 第9条に規定する施設の使用料の徴収に関する業務
- (4) 図書館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、図書館の管理に関する業務のうち教育委員会が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第15条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、当該指定を受けようとするものをあらかじめ公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1)・(2) …… (略)

2 …… (略)

(指定管理者の欠格事由)

第16条 …… (略)

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる図書館の管理を法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に掲げる事業のうち第4号を除く事業に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関する業務のうち教育委員会が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第9条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、指定を受けようとするものを公募するものとする。

(1)・(2) …… (略)

2 …… (略)

(欠格事由)

第10条 …… (略)

(指定管理者の指定)

第17条 教育委員会は、第15条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(3) …… (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第18条 …… (略)

2 …… (略)

(指定管理者の指定等の公表)

第19条 教育委員会は、第17条の規定により指定管理者を指定し、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第20条 …… (略)

2 …… (略)

(個人情報の取扱い)

第21条 …… (略)

2 …… (略)

(原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第18条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が回復の必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 使用者は、図書館の施設のうち別表第3に掲げるものの使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が回復の必要がないと認めるときはこの限りではない。

(損害賠償の義務)

第23条 指定管理者、図書館の利用者及び使用者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除する

(指定管理者の指定)

第11条 教育委員会は、第9条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(3) …… (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第12条 …… (略)

2 …… (略)

(指定等の公表)

第13条 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第14条 …… (略)

2 …… (略)

(個人情報の取扱い)

第15条 …… (略)

2 …… (略)

(原状回復の義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第12条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設又は設備（以下「施設等」という。）を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が回復の必要がないと認めるときはこの限りでない。

(損害賠償の義務)

第17条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

ことができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2 (第6条関係)

区分	開館時間	休館日
稲城市立中央図書館	午前9時から午後8時まで	(1) 第4月曜日。ただし、第4月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときはその翌日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月30日及び同月31日 (4) 特別整理期間 年間4日以内
稲城市立第一図書館		(1) 第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日 (2) 1月1日から同月4日まで (3) 12月28日から同月31日まで (4) 特別整理期間 年間4日以内
稲城市立第二図書館、稲城市立第三図書館及び稲城市立第四図書館		(1) 第1月曜日、第3月曜日、第5月曜日及び休日 (2) 1月2日から同月4日まで (3) 12月28日から同月31日まで (4) 特別整理期間 年間4日以内
稲城市立 i (あい) プラザ図書館		(1) 第2月曜日及び第4月曜日。ただし、第2月曜日及び第4月曜日が休日であるときはその翌日 (2) 1月1日から同月3日まで

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第2 (第6条関係)

区分	開館時間	休館日
稲城市立中央図書館	午前9時から午後8時まで	(1) 第4月曜日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月30日及び同月31日 (4) 特別整理期間 年間3日
稲城市立第一図書館、稲城市立第二図書館、稲城市立第三図書館及び稲城市立第四図書館	午前10時から午後5時まで	(1) 月曜日 (2) 1月2日から同月4日まで (3) 12月28日から同月31日まで (4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (5) 特別整理期間 年間7日以内
稲城市立 i (あい) プラザ図書館	午前9時から午後8時まで	(1) 第2月曜日及び第4月曜日。ただし、第2月曜日及び第4月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときはその翌日 (2) 1月1日から同月3日まで

- (3) 12月29日から同月31日まで
- (4) 特別整理期間 年間4日以内

別表第3（第7条関係）

施設の名称	使用料（1時間単位）
中央図書館視聴覚室	620円
中央図書館レクチャールーム1	300円
中央図書館レクチャールーム2	300円
中央図書館工房1	300円
中央図書館工房2	300円

備考 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

- (3) 12月29日から同月31日まで
- (4) 特別整理期間 年間3日

別表第3（第7条関係）

施設の名称	稲城市立 i（あい）プラザ図書館
-------	------------------

第46号議案

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

本市における子ども医療費助成については、既に市民向けの所得制限を撤廃しているが、東京都の補助要綱に合わせ、父又は母のうち所得が高い者が乳幼児等を監護し、生計を同じくするものとみなす規定を設けていたところ、令和7年10月に東京都の市町村に対する補助金の所得制限が撤廃されることを受け、不要となる当該規定を削除する必要があるため、稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例及び稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

(稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

(稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条の規定は、令和7年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第2条の規定は、令和7年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例第2条の規定は、令和7年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第46号	担当課	子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、本市における子ども医療費助成については、既に市民向けの所得制限を撤廃していますが、東京都の補助要綱に合わせ、父又は母のうち所得が高い者が乳幼児等を監護し、生計を同じくするものとみなす規定を設けていたところ、令和7年10月に東京都の市町村に対する補助金の所得制限が撤廃されることを受け、不要となる当該規定を削除する必要があるため、稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）及び稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。</p> 【第1条の改正内容（稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正）】 <ul style="list-style-type: none">○ 第2条（用語の定義）<p>都補助金に係る所得制限が撤廃されることに伴い、父又は母のうち乳幼児を監護する者のみなし規定を削除するとともに、規定を整備します。</p> 【第2条の改正内容（稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正）】 <ul style="list-style-type: none">○ 第2条（用語の定義）<p>都補助金に係る所得制限が撤廃されることに伴い、父又は母のうち児童を監護する者のみなし規定を削除するとともに、規定を整備します。</p> 【第3条の改正内容（稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正）】 <ul style="list-style-type: none">○ 第2条（定義）<p>都補助金に係る所得制限が撤廃されることに伴い、父又は母のうち高校生等を監護する者のみなし規定を削除するとともに、規定を整備します。</p> 【施行期日等】			

この条例は、令和7年10月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

○ 第1条による改正（稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号））

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p><u>3</u> …… (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p><u>3</u> <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> …… (略)</p>

○ 第2条による改正（稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号））

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p><u>3</u> …… (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p><u>3</u> <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> …… (略)</p>

○ 第3条による改正（稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号））

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 …… (略)</p>

2 …… (略)

3 …… (略)

2 …… (略)

3 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 …… (略)

第47号議案

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

災害その他非常の場合における排水設備等の工事を円滑に進めることを目的に、国土交通省が定める標準下水道条例が改正されたことを踏まえ、工事を行うことができる者の要件を緩和するため、稲城市下水道条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出する。

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が工事を行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第47号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	稲城市下水道条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、災害その他非常の場合における排水設備等の工事を円滑に進めることを目的に、国土交通省が定める標準下水道条例が改正されたことを踏まえ、工事を行うことができる者の要件を緩和するため、稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を改正するものです。</p> 【改正内容】 <p>○ 第10条（排水設備等の工事の施行） 災害その他非常の場合においては、市長が必要であると認めるときは、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が排水設備等の工事を行うことができる旨を規定します。</p> 【施行期日】 <p>この条例は、公布の日から施行します。</p>			

稲城市下水道条例の新旧対照表

新	旧
<p>(排水設備等の工事の施行)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が工事を行うことができる。</u></p> <p>2 …… (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の施行)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2 …… (略)</p>

議案概要説明書

第48号議案

令和6年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度東京都稲城市決算

令和6年度 東京都稲城市一般会計及び4特別会計決算

令和6年度 決算の概要

あらまし

令和6年度の一般会計及び4特別会計を合計した歳入歳出予算現額は、それぞれ660億9,864万4千円であったが、その決算額は下記のとおりとなった。

歳入決算額	624億4,689万円
歳出決算額	612億2,884万円
差引額	12億1,805万円

予算現額に対する収入率は、94.5%、支出率は、92.6%となった。決算額の前年度との比較では、歳入は21億6,366万7千円の増(3.6%)、歳出は19億1,605万6千円の増(3.2%)となり、差引額は2億4,761万1千円の増となった。

令和6年度 会計別決算収支

(単位：千円)

区 分	歳 入		歳 出		差引額
	予算現額	A収入済額	予算現額	B支出済額	A-B
一 般 会 計	45,554,470	42,752,407	45,554,470	41,731,748	1,020,659
国民健康保険事業会計	7,828,570	7,725,571	7,828,570	7,725,571	0
土地区画整理事業会計	4,106,296	3,579,948	4,106,296	3,574,847	5,101
介護保険会計	6,265,118	6,064,023	6,265,118	5,871,733	192,290
後期高齢者医療会計	2,344,190	2,324,941	2,344,190	2,324,941	0
合 計	66,098,644	62,446,890	66,098,644	61,228,840	1,218,050

令和6年度 東京都稲城市一般会計決算概要

1 収支の状況

- (1) 令和6年度一般会計決算は、歳入総額427億5,240万7千円、歳出総額417億3,174万8千円となった。
- (2) 決算規模は前年度を上回り、歳入は3.1%の増、歳出は2.5%の増となった。
- (3) 決算収支は、形式収支が10億2,065万9千円の黒字となった。また、翌年度に繰り越すべき財源2,521万5千円を差し引いた実質収支は、9億9,544万4千円となった。
- (4) 実質単年度収支は、3億7,096万4千円の黒字となった。

第1表 令和6年度の決算収支（対前年度比較）

（単位：千円、％）

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	42,752,407	41,476,463	1,275,944	3.1
歳出総額 (B)	41,731,748	40,699,123	1,032,625	2.5
形式収支 (C)=(A)-(B)	1,020,659	777,340	243,319	31.3
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	25,215	64,285	△ 39,070	△ 60.8
実質収支 (E)=(C)-(D)	995,444	713,055	282,389	39.6
単年度収支（実質収支-前年度実質収支） (F)	282,389	△ 1,502,316	1,784,705	118.8
積立金 (G)	92,438	244,869	△ 152,431	△ 62.3
繰上償還額 (H)	0	0	0	-
積立金取崩し額 (I)	3,863	253,940	△ 250,077	△ 98.5
実質単年度収支 (F+G+H-I)	370,964	△ 1,511,387	1,882,351	124.5

2 歳入の状況

歳入の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳入総額は、対前年度比3.1%の増となった。
一般財源は、5.0%の増となった。これは、市税が1.8%の増、地方特例交付金が412.5%の増、株式等譲渡所得割交付金が82.4%の増となったことなどによる。
特定財源は、1.0%の増となった。これは、市債が1,117.3%の増、都支出金が9.4%の増、諸収入が43.3%の増となったことなどによる。
- (2) 歳入の根幹をなす市税は、個人市民税における定額減税の影響があったものの、土地区画整理事業の進捗等による固定資産税の増などで、全体で1.8%の増となった。税目別では、個人市民税が0.3%の減、法人市民税が10.6%の増、固定資産税が3.5%の増、軽自動車税が3.5%の増、市たばこ税が2.4%の減、都市計画税が3.6%の増となった。
- (3) 地方特例交付金は、個人市民税の定額減税に伴う減収分が全額補填されたことなどにより412.5%の増となった。
- (4) 国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当負担金の増などで3.5%の増となった。
- (5) 都支出金は、下水道強靱化事業補助金、子どものための教育・保育給付費負担金、保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金、市町村総合交付金の増などで9.4%の増となった。
- (6) 財産収入は、旧第一調理場跡地の売払収入の減などで94.0%の減となった。
- (7) 繰入金は、公共施設整備基金繰入金、財政調整基金繰入金、都市計画事業資金積立基金繰入金の減などで56.1%の減となった。
- (8) 市債は、土地区画整理事業債、小学校特別教室空調設備設置事業債、学校給食共同調理場第一調理場建替移転事業債の増などで1,117.3%の増となった。

第2表 歳入内訳

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	42,752,407	100.0	41,476,463	100.0	1,275,944	3.1
一般財源（原則）	22,489,424	52.6	21,412,087	51.6	1,077,337	5.0
市税	17,142,212	40.1	16,837,830	40.6	304,382	1.8
地方譲与税	159,747	0.4	169,144	0.4	△ 9,397	△ 5.6
利子割交付金	43,286	0.1	31,254	0.1	12,032	38.5
配当割交付金	223,172	0.5	166,314	0.4	56,858	34.2
株式等譲渡所得割交付金	325,976	0.8	178,721	0.4	147,255	82.4
法人事業税交付金	300,817	0.7	284,684	0.7	16,133	5.7
地方消費税交付金	2,234,558	5.2	2,127,390	5.1	107,168	5.0
ゴルフ場利用税交付金	76,867	0.2	78,185	0.2	△ 1,318	△ 1.7
環境性能割交付金	60,254	0.1	48,911	0.1	11,343	23.2
地方特例交付金	569,890	1.3	111,192	0.3	458,698	412.5
地方交付税	1,094,691	2.6	1,121,528	2.7	△ 26,837	△ 2.4
交通安全対策特別交付金	8,614	0.0	9,243	0.0	△ 629	△ 6.8
国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	249,340	0.6	247,691	0.6	1,649	0.7
特定財源（原則）	20,262,983	47.4	20,064,376	48.4	198,607	1.0
分担金及び負担金	212,485	0.5	246,714	0.6	△ 34,229	△ 13.9
使用料及び手数料	601,325	1.4	669,585	1.6	△ 68,260	△ 10.2
国庫支出金	7,796,907	18.2	7,534,143	18.2	262,764	3.5
都支出金	7,507,257	17.6	6,861,837	16.6	645,420	9.4
財産収入	22,899	0.1	382,635	0.9	△ 359,736	△ 94.0
寄附金	103,952	0.3	51,544	0.1	52,408	101.7
繰入金	394,113	0.9	896,823	2.2	△ 502,710	△ 56.1
繰越金	777,340	1.8	2,417,363	5.8	△ 1,640,023	△ 67.8
諸収入	1,250,801	2.9	872,632	2.1	378,169	43.3
うち収益事業収入	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
市債	1,595,904	3.7	131,100	0.3	1,464,804	1,117.3
うち減収補填債	0	0.0	0	0.0	0	—
うち臨時財政対策債	25,904	0.1	0	0.0	25,904	皆増

3 歳出の状況（性質別）

歳出を性質別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳出総額は、対前年度比2.5%の増となった。
- (2) 義務的経費は6.6%の増となり、歳出総額に占める割合（構成比）は前年度から2.0ポイント増加し、51.9%となった。
 人件費は、期末勤勉手当、一般職給料、東京都市町村職員退職手当組合負担金の増などで5.7%の増となった。
 扶助費は、定額減税調整給付金、民間保育所等運営委託料、児童手当の増などで8.3%の増となった。
 公債費は、平成15年度に起債した臨時財政対策債の償還が終了したことなどで1.4%の減となった。
- (3) 投資的経費は3.2%の増となり、構成比は前年度と同率の7.2%となった。
 普通建設事業費の内訳は、補助事業費が南山小学校校舎増築工事請負費、第二中学校屋上防水及び外壁改修工事請負費の減などで22.0%の減、単独事業費が第一調理場Ⅱ期用地購入費、稲城駅南口駅前広場改良工事請負費、多3・4・12号読売ランド線道路改良等工事請負費、消防団消防ポンプ自動車購入費の増などで5.7%の増となった。
 災害復旧事業費は、台風で被災した多摩川緑地公園の土砂撤去及び修繕に係る市立公園内体育施設指定管理料の増で皆増となった。
- (4) その他経費は2.3%の減となり、構成比は前年度から2.0ポイント減少し、40.9%となった。
 物件費は、システム標準化関連費用、プラスチックごみ再資源化事業経費、地域包括支援センター事業委託料、デジタル商品券事業業務委託料、市立公園内体育施設指定管理料の増などで9.7%の増となった。
 維持補修費は、文化センター施設及び物品用修繕料、中学校共通施設等修繕料、市立公園内体育施設修繕料の減などで18.2%の減となった。
 補助費等は、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金返還金、令和4年度生活保護費等国庫負担金返還金、商工会補助金の減などで16.0%の減となった。
 積立金は、公共施設整備基金積立金の減などで84.2%の減となった。
 繰出金は、土地区画整理事業特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の増などで14.9%の増となった。

第3表 性質別歳出内訳

（単位：千円、％）

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	41,731,748	100.0	40,699,123	100.0	1,032,625	2.5
義務的経費	21,660,215	51.9	20,317,685	49.9	1,342,530	6.6
人件費	5,942,216	14.2	5,619,163	13.8	323,053	5.7
扶助費	13,716,756	32.9	12,668,556	31.1	1,048,200	8.3
公債費	2,001,243	4.8	2,029,966	5.0	△ 28,723	△ 1.4
投資的経費	3,032,070	7.2	2,938,618	7.2	93,452	3.2
普通建設事業費	3,030,970	7.2	2,938,618	7.2	92,352	3.1
補助事業費	211,748	0.5	271,626	0.7	△ 59,878	△ 22.0
単独事業費	2,819,222	6.7	2,666,992	6.5	152,230	5.7
その他	0	0.0	0	0.0	0	—
災害復旧事業費	1,100	0.0	0	0.0	1,100	皆増
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
その他経費	17,039,463	40.9	17,442,820	42.9	△ 403,357	△ 2.3
物件費	7,628,012	18.3	6,954,762	17.1	673,250	9.7
維持補修費	171,445	0.4	209,491	0.5	△ 38,046	△ 18.2
補助費等	3,617,865	8.7	4,308,995	10.6	△ 691,130	△ 16.0
積立金	197,003	0.5	1,246,825	3.1	△ 1,049,822	△ 84.2
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	—
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	—
繰出金	5,425,138	13.0	4,722,747	11.6	702,391	14.9

4 歳出の状況（目的別）

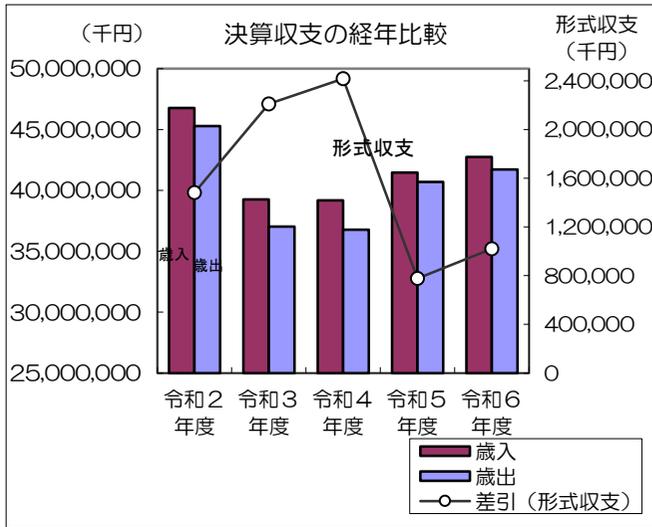
歳出を目的別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 総務費は、システム標準化関連費用などが増となったが、公共施設整備基金積立金、財政調整基金積立金、庁舎屋上防水改修工事請負費などの減により、総額では13.6%の減となった。
- (2) 民生費は、住民税非課税世帯等臨時重点支援給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、国民健康保険事業特別会計繰出金などが減となったが、定額減税調整給付金、民間保育所等運営委託料、児童手当、子どものための教育・保育給付などの増により、総額では3.2%の増となった。
- (3) 衛生費は、プラスチックごみ再資源化事業経費などが増となったが、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金返還金、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等国庫補助金返還金などの減により、総額では6.0%の減となった。
- (4) 商工費は、デジタル商品券事業業務委託料などが増となったが、商工会補助金、企業誘致奨励金などの減により、総額では19.8%の減となった。
- (5) 土木費は、鉄道駅ホームドア整備事業補助金などが減となったが、土地区画整理事業特別会計繰出金、稲城駅南口駅前広場改良工事請負費、多3・4・12号読売ランド線道路改良等工事請負費などの増により、総額では19.8%の増となった。
- (6) 消防費は、第三分団詰所改修工事請負費などが減となったが、消防団消防ポンプ自動車購入費、消防署空調設備改修工事請負費、防火水槽撤去工事請負費などの増により、総額では17.2%の増となった。
- (7) 教育費は、南山小学校校舎増築工事請負費などが減となったが、第一調理場Ⅱ期用地購入費、小学校特別教室空調設備設置工事請負費、稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時負担補助金などの増により、総額では9.5%の増となった。

第4表 目的別歳出内訳

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	308,820	0.7	294,497	0.7	14,323	4.9
総 務 費	4,011,298	9.6	4,642,713	11.4	△ 631,415	△ 13.6
民 生 費	19,275,486	46.2	18,674,182	45.9	601,304	3.2
衛 生 費	4,138,724	9.9	4,402,484	10.8	△ 263,760	△ 6.0
労 働 費	21,961	0.1	24,979	0.1	△ 3,018	△ 12.1
農 林 費	68,086	0.2	108,766	0.2	△ 40,680	△ 37.4
商 工 費	289,721	0.7	361,028	0.9	△ 71,307	△ 19.8
土 木 費	4,676,609	11.2	3,903,756	9.6	772,853	19.8
消 防 費	1,372,182	3.3	1,171,120	2.9	201,062	17.2
教 育 費	5,567,618	13.3	5,085,632	12.5	481,986	9.5
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	0.0	0	—
公 債 費	2,001,243	4.8	2,029,966	5.0	△ 28,723	△ 1.4
歳 出 合 計	41,731,748	100.0	40,699,123	100.0	1,032,625	2.5

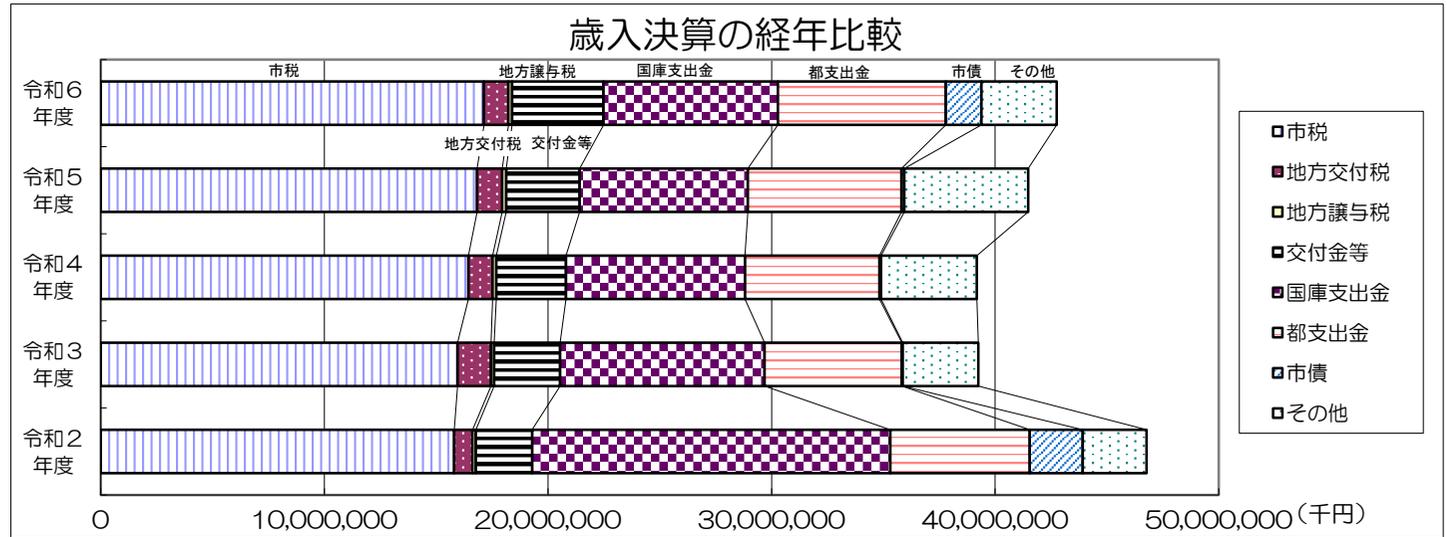
(単位：千円、%)



決算収支の経年比較

(単位:千円)

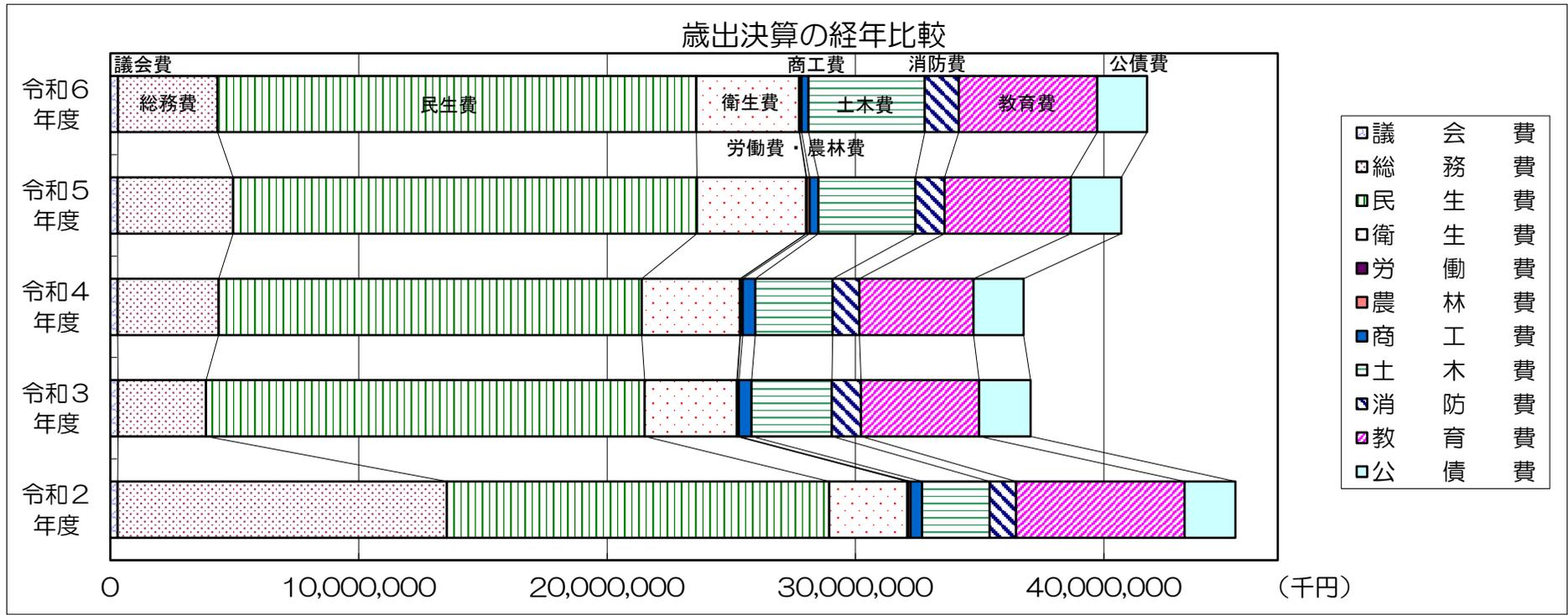
年度	歳入	歳出	差引 (形式収支)
令和2年度	46,775,497	45,293,972	1,481,525
令和3年度	39,252,808	37,042,921	2,209,887
令和4年度	39,182,216	36,764,853	2,417,363
令和5年度	41,476,463	40,699,123	777,340
令和6年度	42,752,407	41,731,748	1,020,659



歳入決算の経年比較

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比								
市 税	15,809,875	33.8	15,962,657	40.7	16,440,149	42.0	16,837,830	40.6	17,142,212	40.1
地 方 交 付 税	819,124	1.8	1,485,507	3.8	1,084,224	2.8	1,121,528	2.7	1,094,691	2.6
地 方 譲 与 税	148,829	0.3	151,279	0.4	166,438	0.4	169,144	0.4	159,747	0.4
交 付 金 等	2,512,610	5.3	2,949,830	7.5	3,112,078	7.9	3,283,585	7.9	4,092,774	9.5
利 子 割 交 付 金	21,895	0.0	20,337	0.1	26,727	0.1	31,254	0.1	43,286	0.1
配 当 割 交 付 金	105,829	0.2	146,014	0.4	142,263	0.4	166,314	0.4	223,172	0.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	123,117	0.3	178,424	0.4	109,272	0.3	178,721	0.4	325,976	0.8
地 方 消 費 税 交 付 金	1,786,014	3.8	1,981,827	5.0	2,132,168	5.4	2,127,390	5.1	2,234,558	5.2
法 人 事 業 税 交 付 金	31,025	0.1	113,108	0.3	197,169	0.5	284,684	0.7	300,817	0.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	63,659	0.1	76,056	0.2	78,574	0.2	78,185	0.2	76,867	0.2
環 境 性 能 割 交 付 金	26,341	0.1	33,778	0.1	42,952	0.1	48,911	0.1	60,254	0.1
国 有 提 供 施 設 交 付 金	233,460	0.5	233,726	0.6	247,976	0.6	247,691	0.6	249,340	0.6
地 方 特 例 交 付 金	111,590	0.2	156,535	0.4	124,852	0.3	111,192	0.3	569,890	1.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,680	0.0	10,025	0.0	10,125	0.0	9,243	0.0	8,614	0.0
国 庫 支 出 金	16,016,038	34.2	9,141,076	23.3	8,007,311	20.4	7,534,143	18.2	7,796,907	18.2
都 支 出 金	6,247,117	13.4	6,140,167	15.6	6,013,835	15.4	6,861,837	16.6	7,507,257	17.6
市 債	2,361,652	5.1	37,600	0.1	72,600	0.2	131,100	0.3	1,595,904	3.7
そ の 他	2,860,252	6.1	3,384,692	8.6	4,285,581	10.9	5,537,296	13.3	3,362,915	7.9
分 担 金 及 び 負 担 金	214,081	0.5	260,311	0.7	262,303	0.7	246,714	0.6	212,485	0.5
使 用 料 及 び 手 数 料	609,905	1.3	650,858	1.6	685,852	1.8	669,585	1.6	601,325	1.4
財 産 収 入	53,953	0.1	112,441	0.3	200,993	0.5	382,635	0.9	22,899	0.1
寄 附 金	14,675	0.0	10,135	0.0	45,543	0.1	51,544	0.1	103,952	0.3
繰 入 金	74,039	0.2	132,554	0.3	6,219	0.0	896,823	2.2	394,113	0.9
繰 越 金	989,353	2.1	1,481,525	3.8	2,209,887	5.6	2,417,363	5.8	777,340	1.8
諸 収 入	904,246	1.9	736,868	1.9	874,784	2.2	872,632	2.1	1,250,801	2.9
歳 入 合 計	46,775,497	100.0	39,252,808	100.0	39,182,216	100.0	41,476,463	100.0	42,752,407	100.0



歳出決算の経年比較

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比								
議 会 費	300,070	0.7	310,906	0.8	294,516	0.8	294,497	0.7	308,820	0.7
総 務 費	13,243,090	29.2	3,544,526	9.6	4,066,856	11.1	4,642,713	11.4	4,011,298	9.6
民 生 費	15,401,892	34.0	17,657,695	47.7	17,029,629	46.3	18,674,182	45.9	19,275,486	46.2
衛 生 費	3,138,009	6.9	3,706,656	10.0	3,958,080	10.8	4,402,484	10.8	4,138,724	9.9
労 働 費	24,950	0.1	25,757	0.1	25,972	0.1	24,979	0.1	21,961	0.1
農 林 費	104,399	0.2	60,482	0.2	87,427	0.2	108,766	0.2	68,086	0.2
商 工 費	473,657	1.0	511,568	1.4	503,305	1.4	361,028	0.9	289,721	0.7
土 木 費	2,708,991	6.0	3,235,339	8.7	3,110,881	8.4	3,903,756	9.6	4,676,609	11.2
消 防 費	1,070,090	2.4	1,173,991	3.2	1,080,788	2.9	1,171,120	2.9	1,372,182	3.3
教 育 費	6,780,799	15.0	4,755,274	12.8	4,594,358	12.5	5,085,632	12.5	5,567,618	13.3
公 債 費	2,048,025	4.5	2,060,727	5.5	2,013,041	5.5	2,029,966	5.0	2,001,243	4.8
歳 出 合 計	45,293,972	100.0	37,042,921	100.0	36,764,853	100.0	40,699,123	100.0	41,731,748	100.0

社会保障施策に要する経費に充当した引上げ分の地方消費税交付金の内訳

平成26年4月及び令和元年10月に地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税交付金は全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和6年度の充当事業は、下表のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分 1,413,900 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 19,414,402 千円

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・都 支出金	その他 特定財源	引上げ分の 地方消費税	差 引 一般財源
社会福祉	社会福祉総務費	1,005,750	41,098	0	2,683	961,969
	心身障害者福祉費	2,228,114	1,453,118	0	89,020	685,976
	老人福祉費	274,449	146,341	35,270	23,533	69,305
	児童福祉総務費	29,749	14,648	985	1,621	12,495
	児童処遇費	8,765,837	6,133,441	155,386	627,881	1,849,129
	保育所費	56,486	6,559	18,942	7,854	23,131
	児童館費	67,487	0	0	7,752	59,735
	学童クラブ費	529,490	361,722	78,124	10,297	79,347
	扶助費（生活保護費）	2,211,957	1,694,958	0	59,385	457,614
	幼稚園費	41,514	21,715	0	5,019	14,780
小 計	15,210,833	9,873,600	288,707	835,045	4,213,481	
社会保険	国民健康保険事業費	901,568	215,960	2	78,753	606,853
	介護保険事業費	823,497	43,494	0	197,718	582,285
	後期高齢者事業費	983,648	128,491	5,800	215,298	634,059
小 計	2,708,713	387,945	5,802	491,769	1,823,197	
保健衛生	保健衛生総務費	193,975	108,816	0	9,782	75,377
	予防費	579,196	75,296	27,981	54,667	421,252
	病院事業費	721,685	524,615	0	22,637	174,433
小 計	1,494,856	708,727	27,981	87,086	671,062	
合計	19,414,402	10,970,272	322,490	1,413,900	6,707,740	

都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。令和6年度の充当事業は、下表のとおりです。

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	都市計画税	差引一般財源
都市計画事業 (普通建設事業)	17,986	0	5,208	0	12,778	0
都市計画事業 (公債費元利償還金)	205,636	0	0	0	205,636	0
下水道事業 (公共下水道事業)	327,475	97,300	36,997	193,178	0	0
下水道事業 (流域下水道事業)	98,916	0	0	98,916	0	0
下水道事業 (公債費元金償還金)	333,552	0	0	317,279	16,273	0
土地区画整理事業 (普通建設事業)	2,170,236	469,775	389,753	74,918	1,200,722	35,068
合計	3,153,801	567,075	431,958	684,291	1,435,409	35,068

森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。令和6年度の充当事業は、下表のとおりです。

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	森林環境譲与税	差引一般財源
稲城ふれあいの森事業 (ナラ枯れ防除委託)	2,550	0	1,278	0	1,272	0
公園等維持管理事業 (ナラ枯れ防除委託)	16,184	0	8,108	0	7,656	420
緑の保全事業(ナラ枯れ 対策事業補助金)	1,168	0	585	0	583	0
緑の保全事業(樹林地・ 里山管理に関する経費)	1,124	0	0	0	1,124	0
合計	21,026	0	9,971	0	10,635	420

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	経常一般 財 源 等 千円	構 成 比 %	区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	経常経費 充 当 一 財 等 千円	経 常 収 支 比 率 %
地 方 税	17,142,212	39.1	15,706,803	75.0	人 件 費	6,000,083	14.0	5,537,383	5,423,125	25.9
地 方 譲 与 税	159,747	0.4	159,747	0.8	うち職員給	3,496,713	8.2	3,229,906	3,197,976	15.3
利 子 割 交 付 金	43,286	0.1	43,286	0.2	扶 助 費	13,717,701	32.1	4,375,422	3,465,941	16.5
配 当 割 交 付 金	223,172	0.5	223,172	1.1	公 債 費	2,001,243	4.7	1,996,187	1,996,187	9.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	325,976	0.7	325,976	1.5	元 利 償 還 金	1,999,648	4.7	1,994,592	1,994,592	9.5
地 方 消 費 税 交 付 金	2,234,558	5.1	2,234,558	10.7	一 時 借 入 金 利 子	1,595	0.0	1,595	1,595	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	76,867	0.2	76,867	0.4	小 計	21,719,027	50.8	11,908,992	10,885,253	51.9
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	7,633,409	17.8	5,420,972	5,070,113	24.2
軽 油 引 取 税 ・ 自 動 車 取 得 税 交 付 金	554	0.0	554	0.0	維 持 補 修 費	171,445	0.4	171,445	171,445	0.8
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	59,700	0.1	59,700	0.3	補 助 費 等	3,622,238	8.5	1,991,836	1,262,438	6.0
法 人 事 業 税 交 付 金	300,817	0.7	300,817	1.4	積 立 金	197,003	0.5	101,857		
地 方 特 例 交 付 金 等	569,890	1.3	569,890	2.7	投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	0	0.0	0	0	0.0
地 方 交 付 税	1,094,691	2.5	878,452	4.2	繰 出 金	2,875,261	6.7	2,481,514	1,850,483	8.8
普 通	878,452	2.0	878,452	4.2	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
特 別	216,239	0.5			投 資 的 経 費	6,542,554	15.3	2,196,344		
震 災 復 興 特 別	0	0.0			うち人件費	183,472	0.4	179,159		
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,614	0.0	8,614	0.0	普 通 建 設 費	6,541,454	15.3	2,195,244		
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	249,340	0.6	249,340	1.2	補 助	1,480,012	3.5	381,052		
小 計	22,489,424	51.3	20,837,776	99.5	単 独	5,061,442	11.8	1,814,192		
分 担 金 ・ 負 担 金	164,468	0.4	0	0.0	そ の 他	0	0.0	0		
使 用 料	250,183	0.6	89,356	0.4	災 害 復 旧 費	1,100	0.0	1,100		
手 数 料	399,571	0.9	0	0.0	事 業 対 策 費	0	0.0	0		
国 庫 支 出 金	8,315,532	19.0			合 計	42,760,937	100.0	24,272,960		
都 支 出 金	8,214,402	18.8			目 的 別 歳 出					
財 産 収 入	22,899	0.1	13,528	0.1	区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円		
寄 附 金	103,952	0.2			議 会 費	311,159	0.7	310,557		
繰 入 金	400,285	0.9			総 務 費	3,454,850	8.1	2,783,160		
繰 越 金	828,247	1.9			民 生 費	19,059,457	44.6	8,652,436		
諸 収 入	1,001,830	2.3	815	0.0	衛 生 費	4,167,998	9.7	2,396,337		
地 方 債	1,595,904	3.6			労 働 費	102,182	0.2	84,442		
うち減収補填債特例分	(0)	(0.0)			農 林 水 産 業 費	67,925	0.2	58,535		
うち臨時財政対策債	(25,904)	(0.0)			商 工 費	290,128	0.7	280,923		
合 計	43,786,697	100.0	20,941,475	100.0	土 木 費	5,632,411	13.2	2,750,183		
徴 収 率					消 防 費	1,381,363	3.2	1,144,238		
区 分	現 年 課 税 分 %	滞 納 課 税 分 %	合 計 %		教 育 費	6,291,121	14.7	3,814,862		
市 町 村 税 合 計 (徴収猶予分除く)	99.7 (99.7)	34.5 (34.5)	99.3 (99.3)		災 害 復 旧 費	1,100	0.0	1,100		
市 町 村 民 税	99.6	37.1	99.1		公 債 費	2,001,243	4.7	1,996,187		
純 固 定 資 産 税	99.8	29.9	99.5		諸 支 出 金	0	0.0	0		
国民健康保険税(料)	97.1	33.2	93.3		前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
納 税 義 務 者 数	個 人 均 等 割	50,169 人			合 計	42,760,937	100.0	24,272,960		
	法 人 割	2,342 人			令 和 6 年 度 大 規 模 事 業 (単 位 : 百 万 円)					
市 町 村 税					南 山 小 学 校 学 童 ク ラ ブ 増 築 工 事			133		
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	増 減 率 %	超 過 課 税 分 収 入 済 額 千円	公 共 下 水 道 雨 水 調 整 池 建 設 費 負 担 金 (南 山 東 部 地 区)			1,299		
市 町 村 民 税	7,652,243	44.6	△ 0.3	0	榎 戸 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 業 務 委 託			908		
個 人 分	576,306	3.4	10.6	70,594	南 山 東 部 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 補 助 金			806		
法 人 分	6,917,394	40.4	3.5	0	南 多 摩 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 業 務 委 託			262		
固 定 資 産 税	92,014	0.5	3.5	0	多 3 ・ 4 ・ 1 2 号 読 売 ラ ン ド 線 道 路 改 良 等 工 事			217		
軽 自 動 車 税	468,846	2.7	△ 2.4		稲 城 駅 南 口 駅 前 広 場 改 良 工 事			126		
市 町 村 た ば こ 税	0	0.0	0.0	0	第 一 調 理 場 建 替 移 転 事 業 (土 地 購 入 費)			277		
釦 産 税	0	0.0	0.0	0						
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0.0							
法 定 外 普 通 税	0	0.0	0.0							
目 的 税	1,435,409	8.4	3.6	0						
入 湯 税	0	0.0	0.0	0						
事 業 所 税	0	0.0	0.0							
都 市 計 画 税	1,435,409	8.4	3.6							
法 定 外 目 的 税	0	0.0	0.0							
旧 法 に よ る 税	0	0.0	0.0	0						
合 計	17,142,212	100.0	1.8	70,594						

令和6年度 東京都稲城市普通会計決算（決算統計要旨）

（ ）内は前年度数値

1 決算の特徴

- (1) 決算規模は、前年度に比べ歳入が2.0%、歳出が1.6%の増となった。
- (2) 実質収支は前年度に引き続き黒字となった。実質収支比率（標準財政規模に対する割合）は、前年度から1.2ポイント増加し4.9%となった。
- (3) 歳入では、一般財源は5.0%の増となった。これは、地方税が1.8%の増、地方特例交付金が412.5%の増、株式等譲渡所得割交付金が82.4%の増となったことなどによる。

また、特定財源は0.9%の減となった。これは、都支出金が下水道強靱化事業補助金の増などで8.4%の増、市債が土地区画整理事業債の増などにより1,117.3%の増となったが、財産収入が旧第一調理場跡地の売払収入の減などで94.0%の減、繰入金が公共施設整備基金繰入金の減などで55.7%の減となったことなどによる。

- (4) 歳出では、義務的経費は6.6%の増となった。これは、人件費が期末勤勉手当、一般職給料、東京都市町村職員退職手当組合負担金の増などで5.8%の増、扶助費が定額減税調整給付金、民間保育所等運営委託料、児童手当の増などで8.3%の増、公債費が平成15年度に起債した臨時財政対策債の償還が終了したことなどで1.4%の減となったことなどによる。

投資的経費は10.3%の増となった。普通建設事業費は10.3%の増となったが、これは単独事業費が公共下水道雨水調整池建設費負担金、第一調理場Ⅱ期用地購入費の増などで34.3%の増、補助事業費が稲城榎戸地区土地区画整理事業業務委託料の減などで31.5%の減となったことなどによる。災害復旧事業費は台風で被災した多摩川緑地公園の土砂撤去及び修繕に係る市立公園内体育施設指定管理料の増で皆増となった。

その他経費は8.1%の減となった。これは、物件費がシステム標準化関連費用、プラスチックごみ再資源化事業経費の増などで9.6%の増、補助費等が令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金返還金の減などで16.0%の減、積立金が公共施設整備基金積立金の減などで84.2%の減、繰出金が国民健康保険事業特別会計繰出金の減などで5.7%の減となったことなどによる。

- (5) 財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から0.1ポイント増加し、91.8%となった。これは、歳入の経常一般財源が地方税、地方特例交付金、株式等譲渡所得割交付金の増などで増額となったが、それ以上に、歳出の経常経費充当一般財源が物件費、人件費、扶助費の増などで増額となったことによる。

2 決算規模

	対前年度増減額	増減率	
歳入	437億8,669万7千円	8億7,804万9千円	2.0%
	(429億 864万8千円)	(28億4,451万2千円)	(7.1%)
歳出	427億6,093万7千円	6億8,053万6千円	1.6%
	(420億8,040万1千円)	(44億8,431万7千円)	(11.9%)

3 決算収支

	対前年度増減額	増減率	
実質収支	9億9,594万5千円	2億8,238万9千円	39.6%
	(7億1,355万6千円)	(△15億 231万5千円)	(△67.8%)

4 歳入

	増減率	構成比	
一般財源	224億8,942万4千円	5.0%	51.3%
〔原則〕	(214億1,208万7千円)	(2.9%)	(50.0%)
特定財源	212億9,727万3千円	△0.9%	48.7%
〔原則〕	(214億9,656万1千円)	(11.6%)	(50.0%)
地方税収入	H29年度 0.8% H30年度 2.3% H31年度 1.4%	R2年度 0.8%	
年度別増減率	R3年度 1.0% R4年度 3.0% R5年度 2.4% R6年度 1.8%		

5 歳出

	増減率	構成比	
義務的経費	217億1,902万7千円	6.6%	50.8%
	(203億7,117万円)	(5.5%)	(48.4%)
投資的経費	65億4,255万4千円	10.3%	15.3%
	(59億2,942万9千円)	(60.0%)	(14.1%)
その他経費	144億9,935万6千円	△8.1%	33.9%
	(157億7,980万2千円)	(8.2%)	(37.5%)

普通会計とは、総務省で定める基準により作成される統計上の会計で、一般会計と特別会計（公営企業会計を除く。）を合算し、重複額等を控除したものをいい、稲城市では、一般会計、土地区画整理事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の一部がこれに該当する。

基金現在高の推移

① 総額

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
財 政 調 整 基 金	2,813,348	2,987,320	3,151,405	3,142,334	3,230,909
都 市 計 画 事 業 資 金 積 立 基 金	50,013	14	17,057	1	2
庁 舎 建 設 基 金	15,116	95,117	175,118	255,133	335,233
公 共 施 設 整 備 基 金	1,436,515	1,446,979	2,003,332	2,314,209	2,037,412
緑 化 推 進 基 金	1,000,642	1,000,793	1,000,794	984,466	985,638
ま ち づ くり 推 進 事 業 基 金	36,778	36,779	36,780	36,781	0
長 寿 社 会 福 祉 基 金	114,578	114,596	114,597	114,617	114,674
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	580	1,212	1,213	1,749	1,750
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金	77,527	0	-	-	-
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 基 金	-	-	13,329	16,737	0
合 計	5,545,097	5,682,810	6,513,625	6,866,027	6,705,618

② 市民一人当たりの額（上記の総額を3月31日時点の住民基本台帳による人口で除した値）（単位：人、円）

区 分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
人 口	92,585	93,033	93,486	93,823	94,118
財 政 調 整 基 金	30,387	32,110	33,710	33,492	34,328
都 市 計 画 事 業 資 金 積 立 基 金	540	0	183	0	0
庁 舎 建 設 基 金	163	1,023	1,873	2,719	3,562
公 共 施 設 整 備 基 金	15,516	15,553	21,429	24,666	21,648
緑 化 推 進 基 金	10,808	10,758	10,705	10,493	10,472
ま ち づ くり 推 進 事 業 基 金	397	395	393	392	0
長 寿 社 会 福 祉 基 金	1,238	1,232	1,226	1,222	1,218
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	6	13	13	19	19
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金	837	0	-	-	-
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 基 金	-	-	143	178	0
合 計	59,892	61,084	69,675	73,181	71,247

地方債現在高の推移

① 総額

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
普 通 債	14,416,869	13,325,466	12,350,116	11,455,960	11,950,573
総 務	564,600	531,702	500,024	485,128	432,859
民 生	160,350	150,686	138,234	125,751	178,237
衛 生	21,632	19,936	18,221	16,487	14,735
商 工	73,295	64,873	56,443	48,003	37,727
土 木	2,669,652	2,441,313	2,197,223	2,014,041	2,763,574
消 防	1,091,878	959,139	817,484	701,591	729,021
教 育	9,835,462	9,157,817	8,622,487	8,064,959	7,794,420
そ の 他	10,037,875	9,206,131	8,327,124	7,399,264	6,569,366
減 税 補 て ん 債	172,943	121,212	78,909	46,309	22,223
減 収 補 て ん 債	51,800	51,800	49,074	46,349	43,623
臨 時 税 収 補 て ん 債	0	0	0	0	0
臨 時 財 政 対 策 債	9,813,132	9,033,119	8,199,141	7,306,606	6,503,520
合 計	24,454,744	22,531,597	20,677,240	18,855,224	18,519,939

② 市民一人当たりの額（上記の総額を3月31日時点の住民基本台帳による人口で除した値）（単位：人、円）

区 分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
人 口	92,585	93,033	93,486	93,823	94,118
普 通 債	155,715	143,233	132,107	122,102	126,975
総 務	6,098	5,715	5,349	5,171	4,599
民 生	1,732	1,620	1,479	1,340	1,894
衛 生	234	214	195	176	157
商 工	792	697	604	512	401
土 木	28,834	26,241	23,503	21,466	29,363
消 防	11,793	10,310	8,744	7,478	7,746
教 育	106,232	98,436	92,233	85,959	82,815
そ の 他	108,418	98,956	89,073	78,864	69,799
減 税 補 て ん 債	1,868	1,303	844	494	236
減 収 補 て ん 債	559	557	525	494	463
臨 時 税 収 補 て ん 債	0	0	0	0	0
臨 時 財 政 対 策 債	105,991	97,096	87,704	77,876	69,100
合 計	264,133	242,189	221,180	200,966	196,774

令和6年度普通会計

歳入歳出の人口一人当たり等比較

(速報のため未確定値) (単位:千円、%、人)

項目 市名	人口密度 人/km ²	歳入額	歳出額	市税額	歳入中の 市税割合	市税の 徴収率	市民税 個人分	地方債 現在高	積立金 現在高	歳出中の 人件費割合	市税に対する 人件費割合	人件費	職員1人当 職員給	普通会計 職員1人当人口	普通会計 職員数	項目 市名
八王子	3,000	432	423	167	38.5	99.5	66	233	83	12.9	32.8	55	6,799	210	2,664	八王子
立川	7,646	519	494	227	43.8	99.0	76	150	213	13.0	28.3	64	6,605	188	989	立川
武蔵野	13,482	612	583	311	50.7	99.1	130	80	411	12.1	22.7	71	7,038	172	862	武蔵野
三鷹	11,602	446	440	219	49.0	99.1	102	121	121	14.3	28.9	63	6,867	190	1,001	三鷹
青梅	1,250	503	486	153	30.4	97.4	56	211	127	12.1	38.4	59	6,831	199	648	青梅
府中	8,868	526	509	220	41.9	98.7	82	179	234	10.8	24.9	55	6,212	192	1,362	府中
昭島	6,669	465	452	178	38.3	98.9	62	141	169	12.5	31.8	57	6,317	196	590	昭島
調布	11,091	470	451	212	45.1	99.2	92	157	108	13.5	28.7	61	6,571	191	1,256	調布
町田	6,012	454	435	165	36.4	99.3	73	198	68	12.8	33.7	56	6,964	211	2,039	町田
小金井	11,077	477	458	186	38.9	99.3	93	138	114	12.2	30.0	56	6,663	212	591	小金井
小平	9,595	460	444	176	38.3	99.1	74	124	112	12.7	32.1	56	6,878	217	907	小平
日野	6,841	433	411	167	38.6	99.0	73	157	90	15.9	39.2	65	7,661	191	986	日野
東村山	8,856	474	453	143	30.3	98.1	63	240	73	13.6	43.0	62	6,863	200	759	東村山
国分寺	11,300	538	522	195	36.2	99.1	94	213	78	12.6	33.8	66	7,095	200	646	国分寺
国立	9,335	512	505	212	41.4	99.5	99	158	92	16.8	40.1	85	7,147	177	431	国立
福生	5,569	684	658	143	20.9	98.2	58	111	210	11.6	53.5	77	6,726	147	385	福生
狛江	12,849	461	443	162	35.1	99.6	85	192	103	14.3	39.1	63	6,610	186	441	狛江
東大和	6,334	471	443	153	32.6	99.4	61	191	116	13.2	38.0	58	6,418	194	439	東大和
清瀬	7,332	513	494	134	26.2	99.0	63	259	62	13.0	47.7	64	6,991	199	376	清瀬
東久留米	9,031	444	439	151	34.0	98.5	67	185	97	13.4	39.0	59	6,629	213	546	東久留米
武蔵村山	4,615	535	515	149	27.8	98.6	53	180	72	11.9	41.3	61	6,616	191	370	武蔵村山
多摩	7,048	444	430	205	46.2	99.2	72	88	133	14.0	29.4	60	6,680	189	784	多摩
稲城	5,226	466	455	183	39.1	99.3	81	197	71	14.0	35.0	64	6,512	175	537	稲城
羽村	5,467	512	489	190	37.2	99.1	62	202	79	14.4	37.0	70	6,564	164	331	羽村
あきる野	1,079	472	461	144	30.5	98.8	56	303	54	14.6	46.9	67	6,515	173	458	あきる野
西東京	13,095	422	409	166	39.4	98.8	77	202	81	14.3	35.3	59	6,702	205	1,008	西東京
平均	7,857	490	473	181	37.2	99.0	76	177	122	13.3	35.8	63	6,749	192	823	平均

※平均数値は単純平均

※ 人口 : 令和7年1月1日現在(住民基本台帳人口)

稲城市の過去3か年の状況

令和4年度	5,199	429	402	176	41.0	99.3	81	221	70	14.9	34.0	60	6,355	179	522	令和4年度
令和5年度	5,219	458	449	180	39.2	99.3	82	201	73	13.5	33.7	60	6,361	178	527	令和5年度
令和6年度	5,226	466	455	183	39.1	99.3	81	197	71	14.0	35.0	64	6,512	175	537	令和6年度

令和4年度													226	414	令和4年度
令和5年度													224	418	令和5年度
令和6年度													221	425	令和6年度

(消防職員を除いた場合)

令和6年度普通会計 26市順位比較 ① (人口一人当たり等)

(速報のため未確定値)

順位	項目	人口密度		歳入額		歳出額		市税額		歳入中の市税割合		市税の徴収率		市民税個人分		順位
		(人/km ²)		(千円)		(千円)		(千円)		(%)		(%)	(円)			
1		13,482	武蔵野	684	福生	658	福生	311	武蔵野	50.7	武蔵野	99.6	狛江	130,086	武蔵野	1
2		13,095	西東京	612	武蔵野	583	武蔵野	227	立川	49.0	三鷹	99.5	国立	101,623	三鷹	2
3		12,849	狛江	538	国分寺	522	国分寺	220	府中	46.2	多摩	99.5	八王子	98,626	国立	3
4		11,602	三鷹	535	武蔵村山	515	武蔵村山	219	三鷹	45.1	調布	99.4	東大和	94,438	国分寺	4
5		11,300	国分寺	526	府中	509	府中	212	調布	43.8	立川	99.3	稲城	92,726	小金井	5
6		11,091	調布	519	立川	505	国立	212	国立	41.9	府中	99.3	小金井	91,731	調布	6
7		11,077	小金井	513	清瀬	494	清瀬	205	多摩	41.4	国立	99.3	町田	85,359	狛江	7
8		9,595	小平	512	国立	494	立川	195	国分寺	39.4	西東京	99.2	多摩	81,672	府中	8
9		9,335	国立	512	羽村	489	羽村	190	羽村	39.1	稲城	99.2	調布	81,480	稲城	9
10		9,031	東久留米	503	青梅	486	青梅	186	小金井	38.9	小金井	99.1	武蔵野	76,628	西東京	10
11		8,868	府中	477	小金井	461	あきる野	183	稲城	38.6	日野	99.1	三鷹	75,629	立川	11
12		8,856	東村山	474	東村山	458	小金井	178	昭島	38.5	八王子	99.1	小平	74,127	小平	12
13		7,646	立川	472	あきる野	455	稲城	176	小平	38.3	昭島	99.1	羽村	73,090	日野	13
14		7,332	清瀬	471	東大和	453	東村山	167	日野	38.3	小平	99.1	国分寺	72,604	町田	14
15		7,048	多摩	470	調布	452	昭島	167	八王子	37.2	羽村	99.0	立川	71,612	多摩	15
16		6,841	日野	466	稲城	451	調布	166	西東京	36.4	町田	99.0	日野	66,548	東久留米	16
17		6,669	昭島	465	昭島	444	小平	165	町田	36.2	国分寺	99.0	清瀬	65,758	八王子	17
18		6,334	東大和	461	狛江	443	狛江	162	狛江	35.1	狛江	98.9	昭島	63,055	東村山	18
19		6,012	町田	460	小平	443	東大和	153	東大和	34.0	東久留米	98.8	西東京	62,850	清瀬	19
20		5,569	福生	454	町田	440	三鷹	153	青梅	32.6	東大和	98.8	あきる野	62,405	羽村	20
21		5,467	羽村	446	三鷹	439	東久留米	151	東久留米	30.5	あきる野	98.7	府中	62,383	昭島	21
22		5,226	稲城	444	多摩	435	町田	149	武蔵村山	30.4	青梅	98.6	武蔵村山	60,977	東大和	22
23		4,615	武蔵村山	444	東久留米	430	多摩	144	あきる野	30.3	東村山	98.5	東久留米	57,964	福生	23
24		3,000	八王子	433	日野	423	八王子	143	東村山	27.8	武蔵村山	98.2	福生	56,255	あきる野	24
25		1,250	青梅	432	八王子	411	日野	143	福生	26.2	清瀬	98.1	東村山	55,966	青梅	25
26		1,079	あきる野	422	西東京	409	西東京	134	清瀬	20.9	福生	97.4	青梅	52,967	武蔵村山	26
平均		7,857		490		473		181		37.2		99.0		75,714		平均

※平均数値は単純平均

稲城市の過去3か年の状況

年度	稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		年度
令和4年度	5,199	22位	429	20位	402	25位	176	12位	41.0	10位	99.3	5位	80,645	9位	令和4年度
令和5年度	5,219	22位	458	15位	449	13位	180	13位	39.2	15位	99.3	5位	81,879	9位	令和5年度
令和6年度	5,226	22位	466	16位	455	13位	183	11位	39.1	9位	99.3	5位	81,480	9位	令和6年度

令和6年度普通会計 26市順位比較 ② (人口一人当たり等)

(速報のため未確定値)

項目 順位	地方債現在高 (千円)	積立金現在高 (千円)	歳出中の人件費割合 (%)	市税に対する人件費割合 (%)	人件費 (千円)	職員1人当職員給 (千円)	職員1人当人口 (人)	順位
1	303	411	10.8	22.7	55	6,212	217	1
2	259	234	11.6	24.9	55	6,317	213	2
3	240	213	11.9	28.3	56	6,418	212	3
4	233	210	12.1	28.7	56	6,512	211	4
5	213	169	12.1	28.9	56	6,515	210	5
6	211	133	12.2	29.4	57	6,564	205	6
7	202	127	12.5	30.0	58	6,571	200	7
8	202	121	12.6	31.8	59	6,605	200	8
9	198	116	12.7	32.1	59	6,610	199	9
10	197	114	12.8	32.8	59	6,616	199	10
11	192	112	12.9	33.7	60	6,629	196	11
12	191	108	13.0	33.8	61	6,663	194	12
13	185	103	13.0	35.0	61	6,680	192	13
14	180	97	13.2	35.3	62	6,702	191	14
15	179	92	13.4	37.0	63	6,726	191	15
16	158	90	13.5	38.0	63	6,799	191	16
17	157	83	13.6	38.4	64	6,831	190	17
18	157	81	14.0	39.0	64	6,863	189	18
19	150	79	14.0	39.1	64	6,867	188	19
20	141	78	14.3	39.2	65	6,878	186	20
21	138	73	14.3	40.1	66	6,964	177	21
22	124	72	14.3	41.3	67	6,991	175	22
23	121	71	14.4	43.0	70	7,038	173	23
24	111	68	14.6	46.9	71	7,095	172	24
25	88	62	15.9	47.7	77	7,147	164	25
26	80	54	16.8	53.5	85	7,661	147	26
平均	177	122	13.3	35.8	63	6,749	192	平均

※平均数値は単純平均

稲城市の過去3か年の状況

年度	稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		年度		
令和4年度	221	7位	70	21位	14.9	24位	34.0	14位	60	19位	6,355	10位	179	22位	令和4年度
令和5年度	201	10位	73	22位	13.5	20位	33.7	14位	60	20位	6,361	8位	178	21位	令和5年度
令和6年度	197	10位	71	23位	14.0	18位	35.0	13位	64	17位	6,512	4位	175	22位	令和6年度

令和6年度普通会計 26市順位比較 ③

(速報のため未確定値)

項目 順位	財政力指数(3年平均)		経常収支比率 (%)		公債費負担比率 (%)		実質公債費比率 (%)		実質収支比率 (%)		将来負担比率 (%)		順位
	順位	数値	順位	数値	順位	数値	順位	数値	順位	数値	順位	数値	
1	1.570	武蔵野	79.2	武蔵野	2.1	武蔵野	-2.5	福生	1.7	東久留米	-	福生	1
2	1.261	府中	81.1	府中	3.5	福生	-0.9	武蔵野	2.5	三鷹	-	武蔵野	2
3	1.225	調布	87.1	立川	4.5	多摩	-0.2	東大和	2.7	国立	-	立川	3
4	1.200	立川	88.0	狛江	4.8	府中	-0.2	日野	3.5	八王子	-	小平	4
5	1.166	三鷹	89.4	福生	4.9	立川	0.1	八王子	4.1	あきる野	-	府中	5
6	1.150	多摩	89.4	八王子	5.3	国分寺	0.4	昭島	4.9	稲城	-	昭島	6
7	1.062	国分寺	90.2	三鷹	5.5	調布	0.5	町田	5.4	昭島	-	東大和	7
8	1.021	小金井	90.4	多摩	5.7	昭島	0.7	羽村	5.9	西東京	-	多摩	8
9	1.012	国立	91.7	小平	5.9	小金井	0.7	狛江	6.2	多摩	-	八王子	9
10	1.006	昭島	91.8	稲城	5.9	羽村	0.7	東久留米	6.4	狛江	-	青梅	10
11	0.948	小平	92.0	調布	5.9	武蔵村山	1.1	東村山	6.6	青梅	-	武蔵村山	11
12	0.940	稲城	92.4	東村山	6.0	三鷹	1.3	三鷹	6.7	府中	-	町田	12
13	0.930	町田	93.1	東大和	6.0	小平	1.5	武蔵村山	6.9	調布	-	東久留米	13
14	0.925	羽村	93.8	町田	6.6	狛江	1.9	小金井	7.2	小平	-	小金井	14
15	0.913	日野	94.2	小金井	6.7	東大和	2.1	国分寺	7.4	立川	-	狛江	15
16	0.903	八王子	94.4	昭島	7.0	町田	2.1	調布	7.5	国分寺	-	羽村	16
17	0.887	西東京	94.5	羽村	7.1	日野	2.1	小平	7.5	清瀬	-	三鷹	17
18	0.811	狛江	94.6	日野	7.2	東久留米	2.6	府中	8.2	武蔵野	-	西東京	18
19	0.781	東久留米	95.3	東久留米	7.5	青梅	2.7	西東京	8.9	町田	-	東村山	19
20	0.776	青梅	95.5	西東京	7.9	稲城	2.9	多摩	9.0	武蔵村山	1.7	日野	20
21	0.771	東大和	95.7	国分寺	7.9	国立	3.3	立川	9.2	東村山	2.4	国立	21
22	0.770	武蔵村山	96.2	武蔵村山	8.2	東村山	3.3	青梅	9.4	小金井	13.4	あきる野	22
23	0.750	東村山	96.2	清瀬	8.2	西東京	4.1	清瀬	9.5	日野	15.7	稲城	23
24	0.711	福生	98.7	青梅	8.5	八王子	4.2	稲城	9.8	羽村	19.5	清瀬	24
25	0.692	あきる野	99.0	国立	8.8	清瀬	4.2	あきる野	11.1	福生	24.9	調布	25
26	0.658	清瀬	99.3	あきる野	9.8	あきる野	4.3	国立	12.4	東大和	54.7	国分寺	26
平均	0.955		92.4		6.4		1.7		6.9		5.1		平均

※平均数値は単純平均

稲城市の過去3か年の状況

年度	稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		稲城市		年度
令和4年度	0.936	13位	90.1	10位	7.9	19位	3.5	24位	11.7	19位	9.4	24位	令和4年度
令和5年度	0.929	13位	91.7	12位	7.7	20位	3.7	24位	3.7	2位	10.3	23位	令和5年度
令和6年度	0.940	12位	91.8	10位	7.9	20位	4.2	24位	4.9	6位	15.7	23位	令和6年度

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	183,550,992,699	固定負債	21,345,909,838
有形固定資産	179,571,491,335	地方債	16,750,696,121
事業用資産	68,314,195,429	長期未払金	1,510,689,945
土地	43,627,280,020	退職手当引当金	2,164,342,741
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	57,418,802,681	その他	920,181,031
建物減価償却累計額	-37,180,743,204	流動負債	3,496,343,517
工作物	2,272,704,856	1年内償還予定地方債	1,769,243,182
工作物減価償却累計額	-1,522,098,059	未払金	930,557,836
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	468,355,955
航空機	-	預り金	84,465,692
航空機減価償却累計額	-	その他	243,720,852
その他	14,544,771,357	負債合計	24,842,253,355
その他減価償却累計額	-11,090,526,114	【純資産の部】	
建設仮勘定	244,003,892	固定資産等形成分	186,781,901,699
インフラ資産	110,828,041,626	余剰分(不足分)	-23,669,025,242
土地	81,953,890,547		
建物	18,235,223,412		
建物減価償却累計額	-12,880,097,838		
工作物	16,803,208,458		
工作物減価償却累計額	-15,535,245,944		
その他	1,271,923,579		
その他減価償却累計額	-1,224,127,233		
建設仮勘定	22,203,266,645		
物品	2,505,676,745		
物品減価償却累計額	-2,076,422,465		
無形固定資産	1,536,929		
ソフトウェア	-		
その他	1,536,929		
投資その他の資産	3,977,964,435		
投資及び出資金	337,876,001		
有価証券	-		
出資金	30,100,001		
その他	307,776,000		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	177,410,758		
長期貸付金	-		
基金	3,474,709,000		
減債基金	-		
その他	3,474,709,000		
その他	-		
徴収不能引当金	-12,031,324		
流動資産	4,404,137,113		
現金預金	1,110,225,510		
未収金	67,586,031		
短期貸付金	-		
基金	3,230,909,000		
財政調整基金	3,230,909,000		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-4,583,428	純資産合計	163,112,876,457
資産合計	187,955,129,812	負債及び純資産合計	187,955,129,812

行政コスト計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位:円)

科目	金額
経常費用	39,935,194,517
業務費用	22,334,139,209
人件費	5,979,160,611
職員給与費	4,119,255,031
賞与等引当金繰入額	468,355,955
退職手当引当金繰入額	79,047,119
その他	1,312,502,506
物件費等	15,696,838,042
物件費	12,695,210,765
維持補修費	427,028,897
減価償却費	2,574,598,380
その他	-
その他の業務費用	658,140,556
支払利息	70,053,905
徴収不能引当金繰入額	16,614,752
その他	571,471,899
移転費用	17,601,055,308
補助金等	6,508,722,797
社会保障給付	8,136,680,967
他会計への繰出金	2,897,701,917
その他	57,949,627
経常収益	1,962,237,389
使用料及び手数料	601,296,203
その他	1,360,941,186
純経常行政コスト	37,972,957,128
臨時損失	124,164,746
災害復旧事業費	-
資産除売却損	124,164,746
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	4,074,300
資産売却益	4,074,300
その他	-
純行政コスト	38,093,047,574

純資産変動計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位:円)

科目	合計		
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	162,229,047,223	186,958,399,287	-24,729,352,064
純行政コスト(△)	-38,093,047,574		-38,093,047,574
財源	39,061,904,712		39,061,904,712
税収等	22,849,363,001		22,849,363,001
国県等補助金	16,212,541,711		16,212,541,711
本年度差額	968,857,138		968,857,138
固定資産等の変動(内部変動)		-91,469,684	91,469,684
有形固定資産等の増加		4,053,734,024	-4,053,734,024
有形固定資産等の減少		-3,977,995,870	3,977,995,870
貸付金・基金等の増加		274,630,252	-274,630,252
貸付金・基金等の減少		-441,838,090	441,838,090
資産評価差額	432,375	432,375	
無償所管換等	-88,460,279	-88,460,279	
その他	3,000,000	3,000,000	-
本年度純資産変動額	883,829,234	-176,497,588	1,060,326,822
本年度末純資産残高	163,112,876,457	186,781,901,699	-23,669,025,242

資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位:円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	37,221,299,933
業務費用支出	19,620,244,625
人件費支出	5,864,950,265
物件費等支出	13,122,239,662
支払利息支出	70,053,905
その他の支出	563,000,793
移転費用支出	17,601,055,308
補助金等支出	6,508,722,797
社会保障給付支出	8,136,680,967
他会計への繰出支出	2,897,701,917
その他の支出	57,949,627
業務収入	39,293,642,052
税込等収入	22,839,562,419
国県等補助金収入	14,508,124,211
使用料及び手数料収入	601,363,584
その他の収入	1,344,591,838
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	2,072,342,119
【投資活動収支】	
投資活動支出	2,792,434,431
公共施設等整備費支出	2,595,431,431
基金積立金支出	197,003,000
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	2,068,903,800
国県等補助金収入	1,704,417,500
基金取崩収入	360,412,000
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	4,074,300
その他の収入	-
投資活動収支	-723,530,631
【財務活動収支】	
財務活動支出	2,747,202,978
地方債償還支出	1,931,188,737
その他の支出	816,014,241
財務活動収入	1,595,904,000
地方債発行収入	1,595,904,000
その他の収入	-
財務活動収支	-1,151,298,978
本年度資金収支額	197,512,510
前年度末資金残高	828,247,308
本年度末資金残高	1,025,759,818
前年度末歳計外現金残高	70,834,560
本年度歳計外現金増減額	13,631,132
本年度末歳計外現金残高	84,465,692
本年度末現金預金残高	1,110,225,510

議案概要説明書

議案番号	第49号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
<p>【概要】</p> <p>令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額、歳出総額共に77億2,557万1千円で、対前年度比0.8%減となりました。</p>			
<p>【歳入・歳出の内訳】 (単位 千円)</p>			
〔歳入〕		〔歳出〕	
国民健康保険税	1,633,734	総務費	48,519
一部負担金	0	保険給付費	4,906,875
使用料及び手数料	0	国民健康保険事業費納付金	2,600,356
国庫支出金	23,520	保健事業費	81,782
都支出金	5,153,296	基金積立金	1
財産収入	0	公債費	0
繰入金	903,592	諸支出金	88,038
繰越金	0	予備費	0
諸収入	11,429		
合計	7,725,571	合計	7,725,571

議案概要説明書

議案番号	第50号	担当課	都市環境整備部区画整理課
件名	令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
<p>【概要】</p> <p>令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額35億7,994万8千円、歳出総額35億7,484万7千円で、対前年度比は歳入15.4%増、歳出17.2%増となり、形式収支は510万1千円となりました。</p> <p>令和6年度の補正予算で繰越明許費として設定した南山東部地区事業費（土地区画整理事業補助金）については、繰越額は1,380万円で、未収特定財源が920万円と見込まれるため、翌年度へ繰り越すべき財源は460万円となりました。</p> <p>実質収支は、形式収支510万1千円から翌年度へ繰り越すべき財源460万円を差し引いた50万1千円となりました。</p>			
<p>【歳入・歳出の内訳】 (単位 千円)</p>			
〔歳入〕		〔歳出〕	
使用料及び手数料	39	総務費	92,267
国庫支出金	518,625	事業費	3,482,580
都支出金	389,753	榎戸地区	988,899
繰入金	2,545,658	矢野口駅周辺地区	98,855
繰越金	50,907	稲城長沼駅周辺地区	84,977
諸収入	74,966	南多摩駅周辺地区	250,975
		南山東部地区	2,058,874
		公債費	0
		予備費	0
合計	3,579,948	合計	3,574,847

議案概要説明書

議案番号	第51号	担当課	福祉部高齢福祉課
件名	令和6年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
【概要】			
<p>令和6年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額60億6,402万3千円、歳出総額58億7,173万3千円で、対前年度比は歳入5.5%増、歳出4.7%増となり、形式収支は1億9,229万円となりました。</p> <p>実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、形式収支と同額となりました。</p>			
【歳入・歳出の内訳】			
		(単位 千円)	
〔歳入〕		〔歳出〕	
保険料	1,456,661	総務費	66,876
使用料及び手数料	0	介護給付費	5,359,752
国庫支出金	1,176,174	地域支援事業費	252,133
支払基金交付金	1,517,296	基金積立金	90,058
都支出金	838,954	公債費	0
財産収入	1,084	諸支出金	102,914
繰入金	929,827	予備費	0
繰越金	142,192		
諸収入	1,835		
合計	6,064,023	合計	5,871,733

議案概要説明書

議案番号	第52号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
<p>【概要】</p> <p>令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額、歳出総額共に23億2,494万1千円で、対前年度比は7.0%増となりました。</p>			
<p>【歳入・歳出の内訳】 (単位 千円)</p>			
〔歳入〕		〔歳出〕	
後期高齢者医療保険料	1,255,124	総務費	12,344
使用料及び手数料	0	分担金及び交付金	2,204,635
繰入金	984,648	保健事業費	75,703
広域連合支出金	84,855	諸支出金	32,259
繰越金	0	予備費	0
諸収入	314		
合計	2,324,941	合計	2,324,941

議案概要説明書

議案番号	第53号	担当課	都市環境整備部下水道課																																
件名	令和6年度東京都稲城市下水道事業会計決算の認定及び利益の処分について																																		
<p>【概要】</p> <p>令和6年度東京都稲城市下水道事業会計決算は、収益的収入20億8,738万3,392円、収益的支出18億7,759万2,274円、資本的収入4億2,163万2,552円、資本的支出7億9,293万7,492円で、対前年度比は収益的収入3.8%減、収益的支出6.0%減、資本的収入5.8%増、資本的支出0.6%減となりました。</p> <p>また、営業成績を表す損益計算書において、当年度純利益は1億9,225万7,161円となり、その他未処分利益剰余金変動額1億5,407万9,073円を加えた3億4,633万6,234円が当年度未処分利益剰余金となりました。この当年度未処分利益剰余金のうち、減債積立金として取り崩した額と同額の1億5,407万9,073円を資本金に組み入れるとともに、その残額1億9,225万7,161円を翌年度以降の起債償還の財源とするため減債積立金へ積み立てるものです。</p>																																			
<p>【収益的収入及び支出（6・7頁）】 （単位 円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">〔収益的収入〕</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">〔収益的支出〕</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td style="text-align: right;">1,238,590,244</td> <td>営業費用</td> <td style="text-align: right;">1,767,194,125</td> </tr> <tr> <td>営業外収益</td> <td style="text-align: right;">837,528,651</td> <td>営業外費用</td> <td style="text-align: right;">110,398,149</td> </tr> <tr> <td>特別利益</td> <td style="text-align: right;">11,264,497</td> <td>特別損失</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>予備費</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,087,383,392</td> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,877,592,274</td> </tr> </tbody> </table>				〔収益的収入〕		〔収益的支出〕		営業収益	1,238,590,244	営業費用	1,767,194,125	営業外収益	837,528,651	営業外費用	110,398,149	特別利益	11,264,497	特別損失	0			予備費	0	合計	2,087,383,392	合計	1,877,592,274								
〔収益的収入〕		〔収益的支出〕																																	
営業収益	1,238,590,244	営業費用	1,767,194,125																																
営業外収益	837,528,651	営業外費用	110,398,149																																
特別利益	11,264,497	特別損失	0																																
		予備費	0																																
合計	2,087,383,392	合計	1,877,592,274																																
<p>【資本的収入及び支出（8・9頁）】 （単位 円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">〔資本的収入〕</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">〔資本的支出〕</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業債</td> <td style="text-align: right;">148,100,000</td> <td>建設改良費</td> <td style="text-align: right;">452,773,379</td> </tr> <tr> <td>他会計負担金</td> <td style="text-align: right;">23,332,934</td> <td>企業債償還金</td> <td style="text-align: right;">340,164,113</td> </tr> <tr> <td>他会計補助金</td> <td style="text-align: right;">17,337,028</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">97,300,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都補助金</td> <td style="text-align: right;">36,997,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担金等</td> <td style="text-align: right;">98,565,590</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">421,632,552</td> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">792,937,492</td> </tr> </tbody> </table>				〔資本的収入〕		〔資本的支出〕		企業債	148,100,000	建設改良費	452,773,379	他会計負担金	23,332,934	企業債償還金	340,164,113	他会計補助金	17,337,028			国庫補助金	97,300,000			都補助金	36,997,000			負担金等	98,565,590			合計	421,632,552	合計	792,937,492
〔資本的収入〕		〔資本的支出〕																																	
企業債	148,100,000	建設改良費	452,773,379																																
他会計負担金	23,332,934	企業債償還金	340,164,113																																
他会計補助金	17,337,028																																		
国庫補助金	97,300,000																																		
都補助金	36,997,000																																		
負担金等	98,565,590																																		
合計	421,632,552	合計	792,937,492																																

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億 7,130 万 4,940 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 1,753 万 3,957 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 9,969 万 1,910 円及び減債積立金 1 億 5,407 万 9,073 円で補填しました。

【剰余金処分計算書(案) (12・13頁)】

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,213,238,084	264,515,090	346,336,234
議会の議決による処分数額	154,079,073	0	△346,336,234
資本金への組入	154,079,073	0	△154,079,073
減債積立金の積立	0	0	△192,257,161
建設改良積立金の積立	0	0	0
処分後残高	5,367,317,157	264,515,090	(繰越利益剰余金) 0

議案概要説明書

議案番号	第54号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和6年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定について		
【概要】			
収益的収入及び支出（12頁）		（単位 円）	
病院事業収益	7,064,385,540	対前年度比 4.0% 減	
医業収益	5,817,852,298		
入院収益	3,710,962,094	延患者数	63,880人
		一人当たり収益	58,093円
外来収益	1,519,608,131	延患者数	127,117人
		一人当たり収益	11,954円
その他医業収益	587,282,073	公衆衛生活動収益、医療相談収益等	
医業外収益	1,245,733,171		
他会計負担金	691,685,000	一般会計負担金	
国庫補助金	2,919,000	医師臨床研修費補助金	
都補助金	343,041,000	市町村公立病院運営事業補助金等	
長期前受金戻入	6,166,262	器械備品補助金前受金戻入等	
資本費繰入収益	112,886,000	企業債元金償還金に係る都補助金等	
その他医業外収益等	89,035,909	預金利息、貸家料、寄附金等	
特別利益	800,071	過年度損益修正益	
病院事業費用	8,033,984,011	対前年度比 0.8% 増	
医業費用	7,705,862,082		
給与費	4,564,378,982		
材料費	1,100,816,865	薬品費、診療材料費等	
経費	1,570,908,065	委託料、光熱水費、修繕費等	
減価償却費	444,315,785	医療器械備品、建物等の減価償却費	
その他	25,442,385	資産減耗費及び研究研修費	
医業外費用	300,694,885		
支払利息等	34,742,449	企業債利息等	
その他	265,952,436	長期前払消費税償却及び雑損失	
特別損失	27,427,044	過年度損益修正損等	

経常損失	942,971,498 円	(医業収益+医業外収益) - (医業費用+医業外費用)
当年度純損失	969,598,471 円	(病院事業収益) - (病院事業費用)
前年度繰越欠損金	491,755,507 円	
当年度未処理欠損金	1,461,353,978 円	(当年度純損失) + (前年度繰越欠損金)

資本的収入及び支出 (8・9頁)

(単位 円)

資本的収入	538,303,000	
企業債	521,000,000	病院事業債
他会計負担金	0	建設改良費負担金
奨学貸付返還金	200,000	
都補助金	17,103,000	企業債償還元金補助金、休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金等

資本的支出	1,235,783,054	
企業債償還金	664,663,337	病院建設事業債等償還金
建設改良費	567,569,717	器械及び備品購入費、リース資産購入費等
奨学貸付金	3,550,000	

*建設改良費のみ消費税及び地方消費税込み

支出に対して収入の不足する額 697,480,054 円は、次により補填しました。

過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	23,633,128 円
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	24,005,247 円
過年度分損益勘定留保資金	649,841,679 円

第55号議案

令和7年度
東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

令和 7 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 823,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,187,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		8,175,896	25,319	8,201,215
	1 国庫負担金	6,836,139	968	6,837,107
	2 国庫補助金	1,317,146	24,351	1,341,497
17 都支出金		8,491,026	30,232	8,521,258
	1 都負担金	2,398,493	484	2,398,977
	2 都補助金	5,710,455	29,748	5,740,203
20 繰入金		1,909,112	43,331	1,952,443
	1 基金繰入金	1,875,123	43,331	1,918,454
21 繰越金		300,000	695,444	995,444
	1 繰越金	300,000	695,444	995,444
22 諸収入		2,185,756	29,132	2,214,888
	3 収益事業収入	20,000	10,000	30,000
	4 雑収入	961,152	19,132	980,284
歳入合計		46,364,242	823,458	47,187,700

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,826,360	128,178	4,954,538
	1 総務管理費	3,879,790	108,178	3,987,968
	2 徴税費	440,857	20,000	460,857
3 民生費		20,813,601	571,323	21,384,924
	1 社会福祉費	6,643,329	175,883	6,819,212
	2 児童福祉費	11,668,335	312,644	11,980,979
	3 生活保護費	2,466,659	82,796	2,549,455
4 衛生費		4,394,853	72,230	4,467,083
	1 保健衛生費	2,028,168	71,931	2,100,099
	2 清掃費	2,366,685	299	2,366,984
8 土木費		5,746,068	1,087	5,747,155
	4 都市計画費	2,844,215	1,087	2,845,302
10 教育費		6,454,764	50,640	6,505,404
	4 幼稚園費	47,644	3,321	50,965
	5 社会教育費	1,193,383	211	1,193,594
	6 保健体育費	1,793,339	47,108	1,840,447
歳出合計		46,364,242	823,458	47,187,700

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
稲城市立図書館管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	2,292,856

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 25,319 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	6,836,139	968	6,837,107		
	1 民生費国庫負担金	6,736,543	968	6,737,511		
					6 介護保険料軽減強化負担金	968
2	国庫補助金	1,317,146	24,351	1,341,497		
	6 総務費国庫補助金	520,131	24,351	544,482		
					1 総務管理費補助金	24,351
	計	8,175,896	25,319	8,201,215		

説 明		
(高齢福祉課)	介護保険料軽減強化負担金過年度分	968
		968
(財政課)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	24,351
		24,351

第16款 国庫支出金

第17款 都支出金 (補正額 30,232 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都負担金	2,398,493	484	2,398,977		
	1 民生費都負担金	2,397,324	484	2,397,808		
					6 介護保険料軽減強化負担金	484
2	都補助金	5,710,455	29,748	5,740,203		
	1 総務費都補助金	1,659,265	10,652	1,669,917		
					2 市町村総合交付金	10,652
	2 民生費都補助金	2,609,345	4,894	2,614,239		
					1 社会福祉費補助金	4,894
	7 教育費都補助金	700,469	14,202	714,671		

説 明		
(高齢福祉課)	介護保険料軽減強化負担金過年度分	484
		484
(財政課)	市町村総合交付金	10,652
		10,652
(障害福祉課)	子供の未来を育む体験活動推進区市町村支援事業補助金 (10/10)	4,894
		4,894

第17款 都支出金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	(7 教育費都補助金)				6 教育総務費 補 助 金	14,202
計		8,491,026	30,232	8,521,258		

説 明		
(学務課)		14,202
東京都公立学校給食費負担軽減補助金(1/2)		14,202

第17款 都 支 出 金

第20款 繰 入 金 (補正額 43,331 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,875,123	43,331	1,918,454		
	1 財政調整基金 繰 入 金	1,255,646	43,331	1,298,977		
					1 財政調整基金 繰 入 金	43,331
計		1,909,112	43,331	1,952,443		

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		43,331
財政調整基金繰入金		43,331

第20款 繰 入 金

第21款 繰 越 金 (補正額 695,444 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	300,000	695,444	995,444		
	1 繰 越 金	300,000	695,444	995,444		
					1 繰 越 金	695,444
計		300,000	695,444	995,444		

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		695,444
繰越金		695,444

第21款 繰 越 金

第22款 諸 収 入 (補正額 29,132 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
3	収 益 事 業 収 入	20,000	10,000	30,000		
	1 競 艇 事 業 収 入	20,000	10,000	30,000		
					1 競 艇 事 業 収 入	10,000
4	雑 入	961,152	19,132	980,284		
	2 弁 償 金	10	1	11		
					1 弁 償 金	1
	3 雑 入	960,324	19,131	979,455		
					1 雑 入	19,131
	計	2,185,756	29,132	2,214,888		

説 明		
(財政課)		10,000
東京都三市収益事業組合収益金		10,000
(建築保全課)		1
工事費等賠償金		1
(高齢福祉課)		435
稲城市認知症高齢者グループホーム等整備事業補助金返還金過年度分		291
稲城市地域密着型サービス等整備費補助金返還金過年度分		90
稲城市介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金返還金過年度分		54
(学務課)		18,696
学校給食費等		18,696
現年度分		18,696

第22款 諸 収 入

歳 出

第2款 総務費 (補正額 128,178 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	3,879,790	108,178	3,987,968	0	0	0	0	108,178
	6 財産管理費	36,805	108,178	144,983	0	0	0	0	108,178
					0	0	0	0	108,178
2	徴 税 費	440,857	20,000	460,857	0	0	0	0	20,000
	1 税務総務費	303,865	20,000	323,865	0	0	0	0	20,000
					0	0	0	0	20,000
	計	4,826,360	128,178	4,954,538	0	0	0	0	128,178

節		区 分	金 額	説 明
24	積立金		108,178	1 財産管理費 (財政課) 24積立金 公共施設整備基金積立金 25,168 財政調整基金積立金 3,010 庁舎建設基金積立金 80,000
22	償還金利息及び割引料		20,000	2 一般事務費 (収納課) 22償還金利息及び割引料 市税過誤納還付金 20,000

第3款 民生費 (補正額 571,323 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社会福祉費	6,643,329	175,883	6,819,212	13,068	5,378	0	436	157,001
	1 社会福祉総務費	942,474	9,799	952,273	0	0	0	0	9,799
					0	0	0	0	7,593
					0	0	0	0	310
					0	0	0	0	1,896
	2 心身障害者福祉費	2,231,344	147,900	2,379,244	0	4,894	0	1	143,005
					0	4,894	0	0	14,410
					0	0	0	0	678
					0	0	0	0	3,216
					0	0	0	0	83,718

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
22 償還金利息及び割引料	9,799	2 一般事務費 (生活福祉課)	7,593
		22償還金利息及び割引料	7,593
		令和6年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	7,593
		9 生活困窮者自立相談支援等事業 (生活福祉課)	310
		22償還金利息及び割引料	310
		令和6年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金	310
		10 重層の支援体制整備事業 (生活福祉課)	1,896
		22償還金利息及び割引料	1,896
		令和6年度重層の支援体制整備事業交付金国庫補助金返還金	1,368
		令和6年度重層の支援体制整備事業交付金都補助金返還金	528
12 委託料	1,946	1 心身障害者福祉関係事務事業 (障害福祉課)	19,304
		12委託料	1,946
		インクルーシブスポーツ大会運営委託	1,946
14 工事請負費	39,250	18 負担金補助及び交付金	2,948
		パラフェス運営費補助金	2,948
18 負担金補助及び交付金	2,948	22 償還金利息及び割引料	14,410
		令和6年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	14,235
		令和6年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	175
22 償還金利息及び割引料	103,756	2 心身障害者福祉手当等関係事業 (障害福祉課)	678
		22償還金利息及び割引料	678
		令和6年度特別障害者手当給付費国庫負担金返還金	678
		3 心身障害者団体等市補助事業 (障害福祉課)	3,216
		22償還金利息及び割引料	3,216
		令和6年度障害者日中活動系サービス推進事業都補助金返還金	3,216
		5 自立支援給付等事業 (障害福祉課)	83,718

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	2 心身障害者 福祉費				0	0	0	0	1,734
					0	0	0	1	39,249
					12,100	0	0	435	3,713
					12,100	0	0	0	0
3 老人福祉費	345,667	16,248	361,915	12,100	0	0	435	3,713	
				12,100	0	0	0	0	
				0	0	0	435	0	
				0	0	0	0	3,713	
6 介護保険事業費	1,002,156	1,936	1,004,092	968	484	0	0	484	
				968	484	0	0	484	
2 児童福祉費	11,668,335	312,644	11,980,979	0	0	0	0	312,644	
1 児童福祉総務費	481,152	964	482,116	0	0	0	0	964	

区 分	金 額	説 明	
		22償還金利子及び割引料	83,718
		令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金	41,041
		令和6年度障害者医療費国庫負担金返還金	13,666
		令和6年度障害者自立支援給付費都負担金返還金	22,245
		令和6年度更生医療費都負担金返還金	6,766
		6 地域生活支援事業（障害福祉課）	1,734
		22償還金利子及び割引料	1,734
		令和6年度地域生活支援事業国庫補助金返還金	1,156
		令和6年度地域生活支援事業都補助金返還金	578
		7 発達支援センター事業（建築保全課）	39,250
		14工事請負費	39,250
		発達支援センター分室床改修工事	
18 負担金補助及び 交 付 金	12,100	2 老人福祉関係事務事業（高齢福祉課）	12,100
22 償還金利子及び 割 引 料	4,148	18負担金補助及び交付金	12,100
		物価高騰重点支援給付金	12,100
		3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課）	435
		22償還金利子及び割引料	435
		令和5年度認知症高齢者グループホーム整備促進事業都補助金返還金	291
		令和5年度地域密着型サービス等整備推進事業都補助金返還金	90
		令和5年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業都補助金返還金	54
		8 介護予防・地域支え合い事業（高齢福祉課）	3,713
		22償還金利子及び割引料	3,713
		令和6年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	3,713
27 繰 出 金	1,936	2 介護保険特別会計繰出金（高齢福祉課）	1,936
		27繰出金	1,936
		介護保険料軽減強化繰出金	1,936

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(1 児童福祉総務費)				0	0	0	0	691
					0	0	0	0	273
					0	0	0	0	309,576
					0	0	0	0	1,263
					0	0	0	0	537
2 児童処遇費	10,581,925	309,576	10,891,501	0	0	0	0	309,576	
				0	0	0	0	1,263	
				0	0	0	0	537	
				0	0	0	0	61,592	
				0	0	0	0	230,919	

区 分	金 額	説 明	
22 償還金利子及び割引料	964	3 子ども家庭支援センター運営事業（子ども家庭支援センター課）	691
		22償還金利子及び割引料	691
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	14
		令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金	95
		令和6年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	568
		令和6年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	14
		4 あそびの広場運営事業（おやこ包括支援センター課）	273
		22償還金利子及び割引料	273
		令和6年度母子保健医療対策総合支援事業国庫補助金返還金	29
		令和6年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	215
		令和6年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金	29
22 償還金利子及び割引料	309,576	1 児童手当給付事業（子育て支援課）	1,263
		22償還金利子及び割引料	1,263
		令和6年度児童手当国庫負担金返還金	1,233
		令和6年度児童手当特例給付国庫負担金返還金	30
		2 乳幼児医療費助成等事業（子育て支援課）	537
		22償還金利子及び割引料	537
		令和6年度養育医療費助成事業国庫負担金返還金	358
		令和6年度養育医療費助成事業都負担金返還金	179
		3 子ども・子育て支援給付事業（子育て支援課）	61,592
		22償還金利子及び割引料	61,592
		令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金国庫負担金返還金	41,061
		令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金都負担金返還金	20,531
		4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）	230,919
		22償還金利子及び割引料	230,919
		令和6年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金	100,814
		令和6年度子どものための教育・保育給付費都負担金返還金	62,219
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	4,571
		令和6年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	4,188

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源				
					特 定 財 源								
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他					
2	(2 児 童 処 遇 費)				0	0	0	0	13,772				
					0	0	0	0	1,493				
					0	0	0	0	2,104				
5	学 童 ク ラ ブ 費	444,397	2,104	446,501	0	0	0	0	2,104				
					0	0	0	0	2,104				
					0	0	0	0	82,796				
3	生 活 保 護 費	2,466,659	82,796	2,549,455	0	0	0	0	82,796				
					1	生 活 保 護 総 務 費	129,568	82,796	212,364	0	0	0	82,796
										0	0	0	0

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
		令和6年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金	719
		令和6年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	8,123
		令和6年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	3,275
		令和6年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金	1,404
		令和6年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金	626
		令和6年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金	7,081
		令和6年度保育従事職員宿舍借り上げ支援事業都補助金返還金	263
		令和6年度保育所等利用多子世帯負担軽減事業都補助金返還金	25,411
		令和6年度保育サービス推進事業都補助金返還金	10,333
		令和6年度保育力強化事業都補助金返還金	1,125
		令和6年度保育所等物価高騰緊急対策事業都補助金返還金	767
		5 障害児支援事業（障害福祉課）	13,772
		22償還金利子及び割引料	13,772
		令和6年度児童保護費国庫負担金返還金	9,181
		令和6年度児童保護費都負担金返還金	4,591
		6 母子父子関係事業（子育て支援課）	1,493
		22償還金利子及び割引料	1,493
		令和6年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金	1,356
		令和6年度入院助産保護費等都負担金返還金	137
22 償還金利子及び割引料	2,104	1 学童クラブ運営事業（児童青少年課）	2,104
		22償還金利子及び割引料	2,104
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	360
		令和6年度都型学童クラブ運営事業都補助金返還金	1,172
		令和6年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	366
		令和6年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	206
22 償還金利子及び割引料	82,796	2 生活保護関係費（生活福祉課）	82,796
		22償還金利子及び割引料	82,796
		令和6年度生活保護費等国庫負担金返還金	76,393

第4款 衛生費 (補正額 72,230 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	保 健 衛 生 費	2,028,168	71,931	2,100,099	8,700	0	0	0	63,231
	1 保健衛生総務費	561,262	44,770	606,032	0	0	0	0	44,770
					0	0	0	0	44,770
	2 予 防 費	670,025	18,461	688,486	0	0	0	0	18,461
					0	0	0	0	18,461
	3 環 境 衛 生 費	53,924	8,700	62,624	8,700	0	0	0	0
					8,700	0	0	0	0
2	清 掃 費	2,366,685	299	2,366,984	0	0	0	0	299
	2 美 化 推 進 費	982,854	299	983,153	0	0	0	0	299

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
22 償還金利子及び割引料	44,770	4 母子保健事業 (おやこ包括支援センター課)	44,770
		22償還金利子及び割引料	44,770
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	234
		令和6年度母子保健医療対策総合支援事業国庫補助金返還金	509
		令和6年度出産・子育て応援交付金国庫補助金返還金	17,027
		令和6年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	59
		令和6年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	234
		令和6年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金	15,725
		令和6年度東京都出産・子育て応援事業都補助金返還金	8,230
		令和6年度東京都妊婦健康診査支援事業都補助金返還金	2,752
22 償還金利子及び割引料	18,461	1 予防接種事業 (健康課)	18,461
		22償還金利子及び割引料	18,461
		令和6年度予防接種健康被害給付費国庫負担金返還金	1,599
		令和6年度疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金	1,708
		令和6年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	412
		令和6年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業都補助金返還金	1,190
		令和6年度帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業都補助金返還金	4,699
		令和6年度新型コロナワクチン定期接種特別補助事業都補助金返還金	8,853
11 役 務 費	20	4 環境管理事務 (緑と環境課)	8,700
		11役務費	20
18 負担金補助及び交付金	8,680	通信運搬費	20
		郵便料等	20
		18負担金補助及び交付金	8,680
		カーボンニュートラル住宅設備等補助金	8,680

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(2 美 化 推 進 費)				0	0	0	0	299
	計	4,394,853	72,230	4,467,083	8,700	0	0	0	63,530

節		区 分	金 額	説 明
22	償還金利子及び割引料		299	1 清掃思想普及事業（生活環境課） 299 22償還金利子及び割引料 299 令和6年度区市町村との連携による地域環境力活性化事業 299 都補助金返還金
第4款 衛 生 費				

第10款 教育費（補正額 50,640 千円）

（単位：千円）

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
4	幼 稚 園 費	47,644	3,321	50,965	0	0	0	0	3,321
	1 幼児教育援助費	47,644	3,321	50,965	0	0	0	0	3,321
					0	0	0	0	3,321
5	社 会 教 育 費	1,193,383	211	1,193,594	0	0	0	0	211
	4 図 書 館 費	270,080	211	270,291	0	0	0	0	211
					0	0	0	0	211
6	保 健 体 育 費	1,793,339	47,108	1,840,447	3,551	24,854	0	18,696	7
	3 学 校 給 食 費	1,411,099	47,108	1,458,207	3,551	24,854	0	18,696	7
					3,551	24,854	0	18,696	7
	計	6,454,764	50,640	6,505,404	3,551	24,854	0	18,696	3,539

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
22 償還金利子及び割引料	3,321	1 幼児教育振興に関する経費（子育て支援課）	3,321
		22償還金利子及び割引料	3,321
		令和6年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業都補助金 返還金	3,321
22 償還金利子及び割引料	211	2 ブックスタート事業（図書館課）	211
		22償還金利子及び割引料	211
		令和6年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金	211
10 需用費	18,703	2 管理運営費	47,108
		（学務課）	28,405
7 賄材料費	18,703	18負担金補助及び交付金	28,405
		稲城市学校給食費保護者負担分補助金	28,405
18 負担金補助及び交付金	28,405	（学校給食課）	18,703
		10需用費	18,703
		⑦賄材料費	18,703
		給食賄材料費	18,703

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
稲城市立図書館管理運営事業	図書館課	2,292,856				2,292,856				2,292,856
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和7年度から令和12年度まで	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。

議案概要説明書

議案番号	第55号	担当課	企画部財政課						
件名	令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">46,364,242</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">823,458</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">47,187,700</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正の主なものは、国の令和7年度一般会計予備費に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用した物価高騰対策として、地域密着型サービスを提供する市内の介護サービス事業者に対して物価高騰の影響を軽減するための支援を実施することに伴う物価高騰重点支援給付金の計上、太陽光発電設備等の導入経費について支援を行うことに伴うカーボンニュートラル住宅設備等補助金等の増額、物価高騰による食材価格の上昇に対応することに伴う給食賄材料費及び稲城市学校給食費保護者負担分補助金の増額を行うものです。</p> <p>その他としては、東京都三市収益事業組合からの利益配分金が増額されることに伴う東京都三市収益事業組合収益金の増額、駐車場の令和6年度分の収益を今後の駐車場等の施設整備の財源とするための公共施設整備基金積立金の増額、将来の新庁舎建設を見据えた必要な経費を積み立てるための庁舎建設基金積立金の増額、株式等の譲渡所得や配当所得に係る税額更正及び法人市民税の還付に伴う市税過誤納還付金の増額、東京都の子供の未来を育む体験活動推進区市町村支援事業補助金を活用し、18歳までの子どもと障害（児）者を対象にしたインクルーシブスポーツ大会を実施することに伴うインクルーシブスポーツ大会運営委託料の計上及び和太鼓を中心とした音楽等による障害者週間イベントを実施することに伴うパラフェス運営費補助金の計上、稲城市発達支援センター分室の床改修工事を実施することに伴う工事請負費の計上、令和6年度の事業の実績確定に伴う国庫支出金等の返還金の計上等を行うものです。</p> <p>また、債務負担行為の補正として、稲城市立図書館の指定管理者の指定に伴う管理運営事業に係る経費について、債務負担行為を追加するものです。</p>				補正前の予算総額	46,364,242	補正額	823,458	補正後の予算総額	47,187,700
補正前の予算総額	46,364,242								
補正額	823,458								
補正後の予算総額	47,187,700								

第56号議案

令和7年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和 7 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,997,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		18,465	2,266	20,731
	1 国庫補助金	18,465	2,266	20,731
歳入合計		7,995,333	2,266	7,997,599

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		55,207	2,266	57,473
	1 総務管理費	42,525	2,266	44,791
歳出合計		7,995,333	2,266	7,997,599

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 4 款 国庫支出金 (補正額 2,266 千円)

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	18,465	2,266	20,731		
	2 子ども・子育て支援事業費補助金	18,464	2,266	20,730		
					1 子ども・子育て支援事業費補助金	2,266
	計	18,465	2,266	20,731		

説 明		
(保険年金課)		2,266
子ども・子育て支援事業費補助金		2,266

第4款 国庫支出金

議案概要説明書

議案番号	第56号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）		
【概要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
	補正前の予算総額		7,995,333
	補正額		2,266
	補正後の予算総額		7,997,599
（補正の概要）			
今回の補正は、子ども・子育て支援金制度の実施に向けて、当初予定していた住民情報システム改修の仕様を変更することに伴い、委託料の増額等を行うものです。			
歳入では国庫支出金を増額し、歳出では総務費を増額するものです。			

第57号議案

令和7年度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和 7 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 199,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,671,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		1,708,301	3,367	1,711,668
	1 支払基金交付金	1,708,301	3,367	1,711,668
6 財産収入		2,084	2,788	4,872
	1 財産運用収入	2,084	2,788	4,872
7 繰入金		1,084,383	1,936	1,086,319
	1 一般会計繰入金	932,551	1,936	934,487
8 繰越金		1,000	191,290	192,290
	1 繰越金	1,000	191,290	192,290
歳入合計		6,472,422	199,381	6,671,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		2,084	117,079	119,163
	1 基金積立金	2,084	117,079	119,163
6 諸支出金		37,045	82,302	119,347
	1 償還金及び還付加算金	3,056	82,302	85,358
歳出合計		6,472,422	199,381	6,671,803

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第4款 支払基金交付金 (補正額 3,367 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	支払基金交付金	1,708,301	3,367	1,711,668		
	1 介護給付費交付金	1,636,099	2,622	1,638,721		
					2 過年度分	2,622
	2 地域支援事業交付金	72,202	745	72,947		
					2 過年度分	745
	計	1,708,301	3,367	1,711,668		

説 明		
(高齢福祉課)		2,622
令和6年度介護給付費交付金精算分		2,622
(高齢福祉課)		745
令和6年度地域支援事業支払基金交付金精算分		745

第4款 支払基金交付金

第6款 財産収入 (補正額 2,788 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	財産運用収入	2,084	2,788	4,872		
	1 利子及び配当金	2,084	2,788	4,872		
					1 利子及び配当金	2,788
	計	2,084	2,788	4,872		

説 明		
(高齢福祉課)		2,788
介護保険給付準備基金利子		2,788

第6款 財産収入

第7款 繰入金 (補正額 1,936 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	一般会計繰入金	932,551	1,936	934,487		
	4 その他一般会計繰入金	136,441	1,936	138,377		
					2 介護保険料軽減強化負担金繰入金	1,936

説 明		
(高齢福祉課)		1,936
令和6年度介護保険料軽減強化負担金繰入金精算分		1,936

第7款 繰入金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	計	1,084,383	1,936	1,086,319		

説 明	
第7款 繰 入 金	

第8款 繰越金 (補正額 191,290 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	1,000	191,290	192,290		
	1 繰越金	1,000	191,290	192,290		
					1 繰越金	191,290
	計	1,000	191,290	192,290		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	
前年度繰越金	191,290
	191,290
第8款 繰 越 金	

議案概要説明書

議案番号	第57号	担当課	福祉部高齢福祉課						
件名	令和7年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">6,472,422</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">199,381</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">6,671,803</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、令和6年度の介護給付費等の額の確定に伴い、国、支払基金及び東京都の支出金を精算するための経費等の増額補正です。</p> <p>歳入では支払基金交付金、財産収入、繰入金及び繰越金を増額し、歳出では基金積立金及び諸支出金を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	6,472,422	補正額	199,381	補正後の予算総額	6,671,803
補正前の予算総額	6,472,422								
補正額	199,381								
補正後の予算総額	6,671,803								

第58号議案

令和7年度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和 7 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 921 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,373,716 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		161	921	1,082
	2 償還金及び還付加算金	153	921	1,074
歳 入 合 計		2,372,795	921	2,373,716

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		31,707	921	32,628
	1 償還金及び還付加算金	1,057	921	1,978
歳 出 合 計		2,372,795	921	2,373,716

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第6款 諸 収 入 (補正額 921 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
	2 償還金及び還付加算金	153	921	1,074		
	1 保険料還付金	152	921	1,073		
					1 保険料還付金	921
	計	161	921	1,082		

説 明	
(保険年金課)	921
保険料還付金	921

第6款 諸 収 入

議案概要説明書

議案番号	第58号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,372,795</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">921</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,373,716</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、被保険者の死亡等による過年度分の後期高齢者医療保険料の還付金額が見込みを上回ったことに伴う過年度還付金及び還付加算金の増額等を行うものです。</p> <p>歳入では諸収入を増額し、歳出では諸支出金を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	2,372,795	補正額	921	補正後の予算総額	2,373,716
補正前の予算総額	2,372,795								
補正額	921								
補正後の予算総額	2,373,716								

第59号議案

令和7年度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）

令和7年度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度東京都稲城市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	654,773千円	48,200千円	702,973千円
第1項 企業債	535,300千円	48,200千円	583,500千円
支出			
第1款 資本的支出	1,286,558千円	48,200千円	1,334,758千円
第2項 建設改良費	570,300千円	48,200千円	618,500千円

（企業債の補正）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正予定額）	（計）
施設設備等整備事業	194,300千円	48,200千円	242,500千円

令和7年9月1日 提出

稲城市長 高橋勝浩

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）
に関する説明書

令和7年度 東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本的収入		654,773	48,200	702,973
	1	企業債	535,300	48,200	583,500
		1 企業債	535,300	48,200	583,500

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本的支出		1,286,558	48,200	1,334,758
	2	建設改良費	570,300	48,200	618,500
		1 建設改良費	570,300	48,200	618,500

令和7年度 東京都稲城市病院事業会計

資本的収入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1		資本的収入	654,773	48,200	702,973
	1	企業債	535,300	48,200	583,500
		1 企業債	535,300	48,200	583,500

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1		資本的支出	1,286,558	48,200	1,334,758
	2	建設改良費	570,300	48,200	618,500
		1 建設改良費	570,300	48,200	618,500

補正予算（第1号）実施計画説明書
及び支出

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 企業債	48,200	病院事業債の増 48,200

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 病院改築費	48,200	病院改築費の増 48,200

議案概要説明書

議案番号	第59号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和7年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）		

【概要】

今回の補正は、非常用電源設備更新工事等に係る支出及びその財源となる企業債の増額補正で、資本的収入及び支出を増額するとともに、施設設備等整備事業を目的とした起債の限度額を増額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【資本的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 資本的収入	654,773	48,200	702,973
第1項 企業債	535,300	48,200	583,500
支出 第1款 資本的支出	1,286,558	48,200	1,334,758
第2項 建設改良費	570,300	48,200	618,500

【企業債】

起債の目的	既決限度額	補正予定額	計
施設設備等整備事業	194,300	48,200	242,500

第60号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 田中 教仁 の任期が令和7年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
田中 教仁	千葉県 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]

第61号議案

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（建築）請負契約

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（建築）請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（建築）請負契約

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（建築）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校
学童クラブ建設工事（建築）
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 3,439,700,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20
名称 大石建設株式会社
代表者又は代理人 代表取締役社長 大石 行伸

議案概要説明書

議案番号	第61号	担当課	総務部総務契約課、子ども福祉部児童青少年課、教育部教育総務課
件名	稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（建築）請負契約		

【概要】

本案は、稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（建築）請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

【工事概要】

- 1 工事場所 稲城市大丸100番地
- 2 敷地面積 10,635.49㎡
- 3 建築面積 2,933.25㎡（建替及び建設部分2,078.48㎡、改修部分45.40㎡、既存部分809.37㎡）
- 4 延べ面積 8,257.71㎡（建替及び建設部分7,402.94㎡、改修部分45.40㎡、既存部分809.37㎡）
- 5 工事内容 校舎建替工事、学童クラブ建設工事、プール改修工事、外構工事、既存校舎解体工事、校庭整備工事
- 6 建物概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (2) 規模 地上4階建て
- 7 工期 契約確定の日の翌日から令和10年12月1日まで

【入札経過】

- 1 公告日 令和7年7月4日
- 2 案件公表 市ホームページ及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載
- 3 入札方法 総合評価一般競争入札
- 4 主な入札参加条件
 - (1) 東京都の区域内に本店、支店又は営業所を有し、有効な経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1,500点以上であること。ただし、稲城市の区域内

に本店を有する事業者については、当該総合評定値が900点以上であること。

(2) 官公署、公社、会社等の法人の発注する建築一式工事であって契約金額が17億2,000万円以上（稲城市の区域内に本店を有する事業者については、3億円以上）のもののうち、平成30年7月4日から令和7年7月3日までに完了した工事の実績を有すること。

5 入札参加資格申請者 1者

6 入札参加資格者 1者

7 予定価格 34億3,970万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。事前公表済み。）

8 開札日 令和7年8月19日

9 入札回数 1回

10 落札者決定日 令和7年8月19日

11 落札者 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20

名称 大石建設株式会社

代表者又は代理人 代表取締役社長 大石 行伸

12 契約金額 34億3,970万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

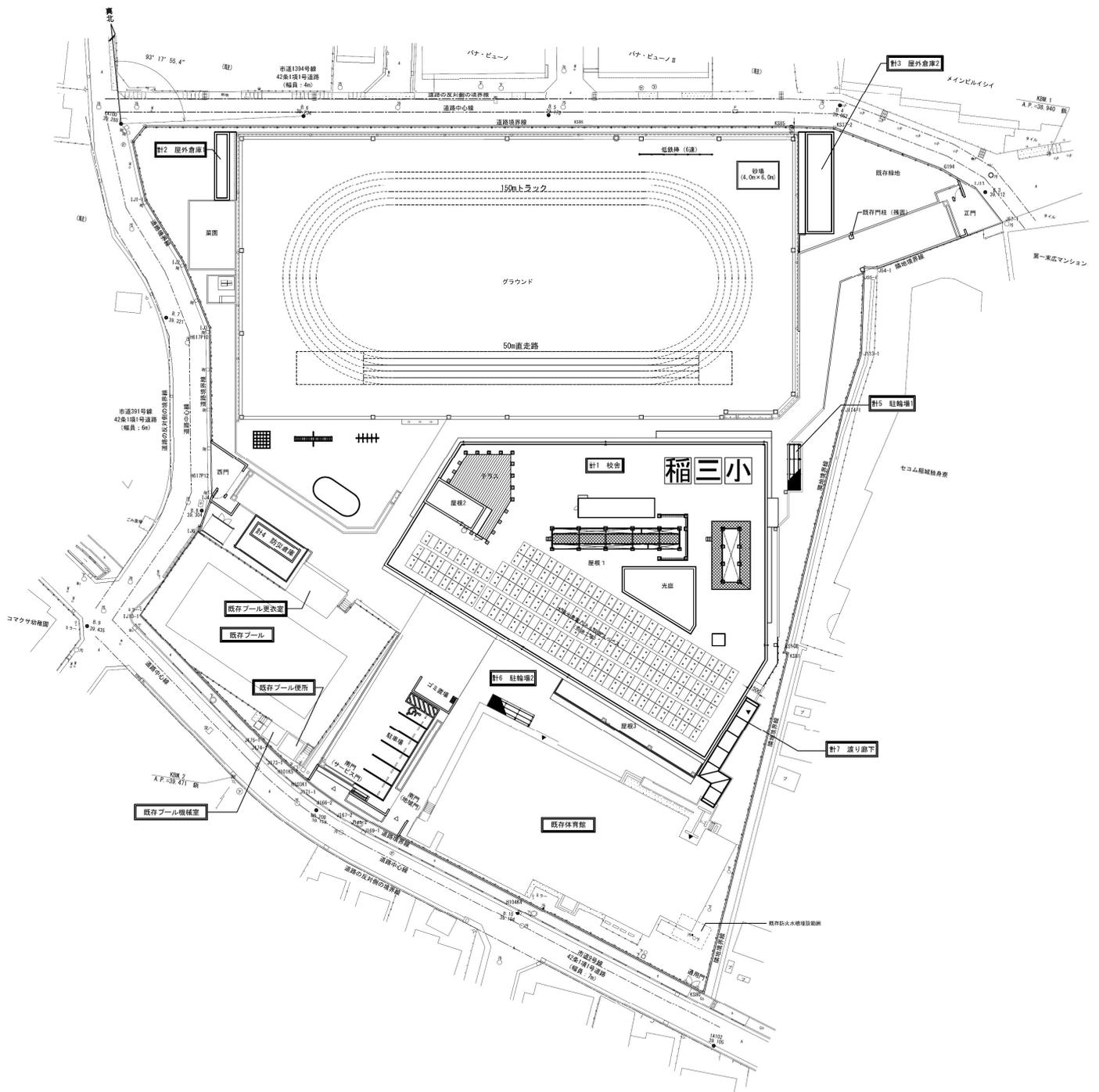
13 仮契約日 令和7年8月20日

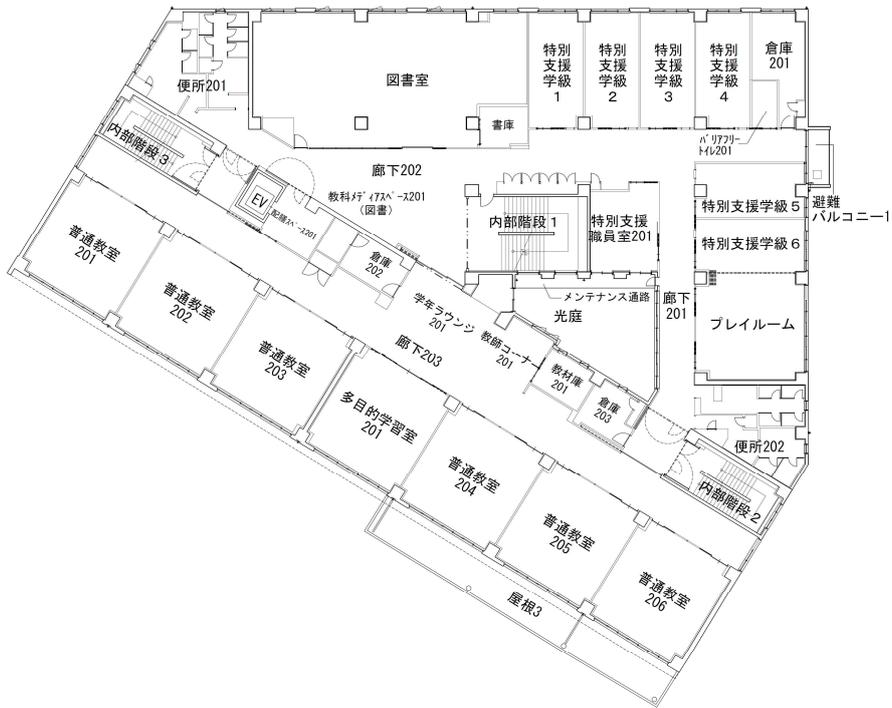
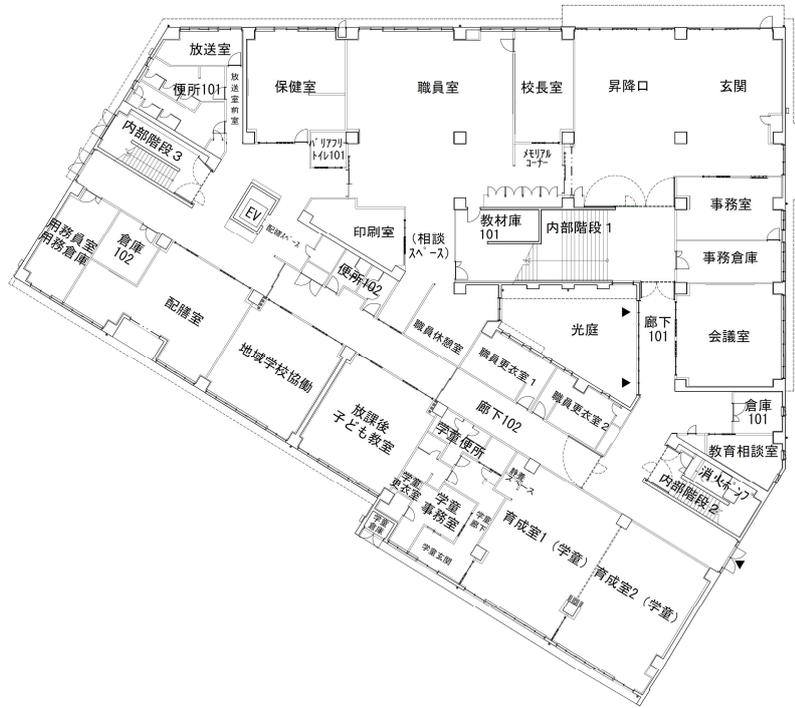
入札経過調書及び入札結果

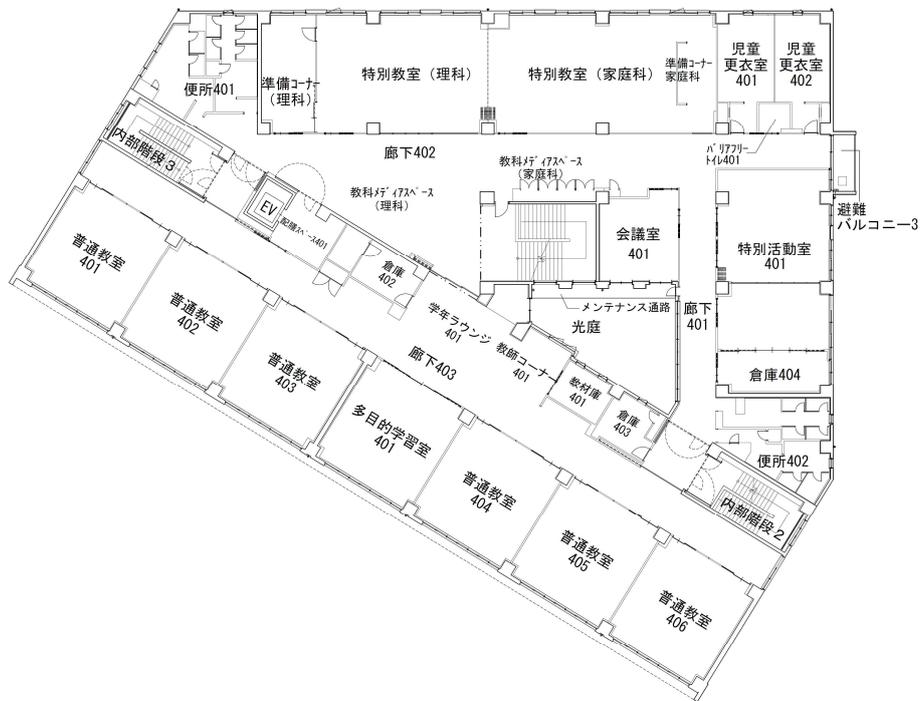
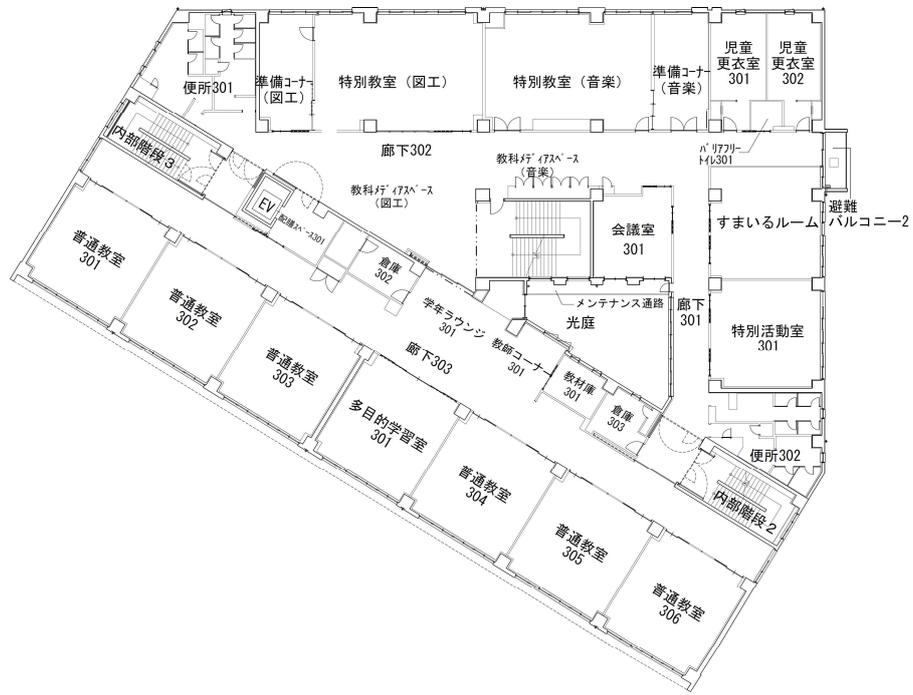
開札日 令和7年8月19日

入札場所 電子入札サービス

件名		稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ 建設工事（建築）			
No.	事業者名	価格評価点 （入札金額）	価格以外 の評価点	総合評価点	備考
1	大石建設株式会社	0.00点 (3,127,000,000円)	20.00点	20.00点	落札
入 札 結 果	落札金額 3,127,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 契約金額 3,439,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 落札者 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20 名称 大石建設株式会社 代表者又は代理人 代表取締役社長 大石 行伸				
	工期	契約確定の日の翌日から令和10年12月1日まで			







第62号議案

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（電気）請負契約

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（電気）請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（電気）請負契約

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（電気）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校
学童クラブ建設工事（電気）
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 605,000,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都港区浜松町一丁目18番16号
名称 四電工・北山建設共同企業体
代表者又は代理人 株式会社四電工 東京本部 常務執行役員
東京本部長 三好 憲吾

議案概要説明書

議案番号	第62号	担当課	総務部総務契約課、子ども福祉部児童青少年課、教育部教育総務課
件名	稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（電気）請負契約		

【概要】

本案は、稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（電気）請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

【工事概要】

- 1 工事場所 稲城市大丸100番地
- 2 敷地面積 10,635.49㎡
- 3 建築面積 2,933.25㎡（建替及び建設部分2,078.48㎡、改修部分45.40㎡、既存部分809.37㎡）
- 4 延べ面積 8,257.71㎡（建替及び建設部分7,402.94㎡、改修部分45.40㎡、既存部分809.37㎡）
- 5 工事内容 校舎建替工事、学童クラブ建設工事、プール改修工事、外構工事
- 6 建物概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (2) 規模 地上4階建て
- 7 工期 契約確定の日の翌日から令和9年8月27日まで

【入札経過】

- 1 公告日 令和7年7月4日
- 2 案件公表 市ホームページ及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載
- 3 入札方法 総合評価一般競争入札
- 4 主な入札参加条件
 - (1) 自主結成方式による第1構成員及び第2構成員から成る2者の建設共同企業体であること。
 - (2) 第1構成員は、東京都の区域内に本店、支店又は営業所を有し、有効な経営事

項審査における電気工事の総合評定値が1,300点以上であること。

(3) 第1構成員は、官公署、公社、会社等の法人の発注する電気工事であって契約金額が3億円以上のもののうち、平成30年7月4日から令和7年7月3日までに完了した工事の実績を有すること。

(4) 第2構成員は、稲城市の区域内に本店を有し、有効な経営事項審査における電気工事の総合評定値が600点以上であること。

5 入札参加資格申請者 1者

6 入札参加資格者 1者

7 予定価格 6億564万9,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。事前公表済み。）

8 開札日 令和7年8月19日

9 入札回数 1回

10 落札者決定日 令和7年8月19日

11 落札者 所在地 東京都港区浜松町一丁目18番16号

名称 四電工・北山建設共同企業体

代表者又は代理人 株式会社四電工 東京本部 常務執行役員東京本部

長 三好 憲吾

12 契約金額 6億500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

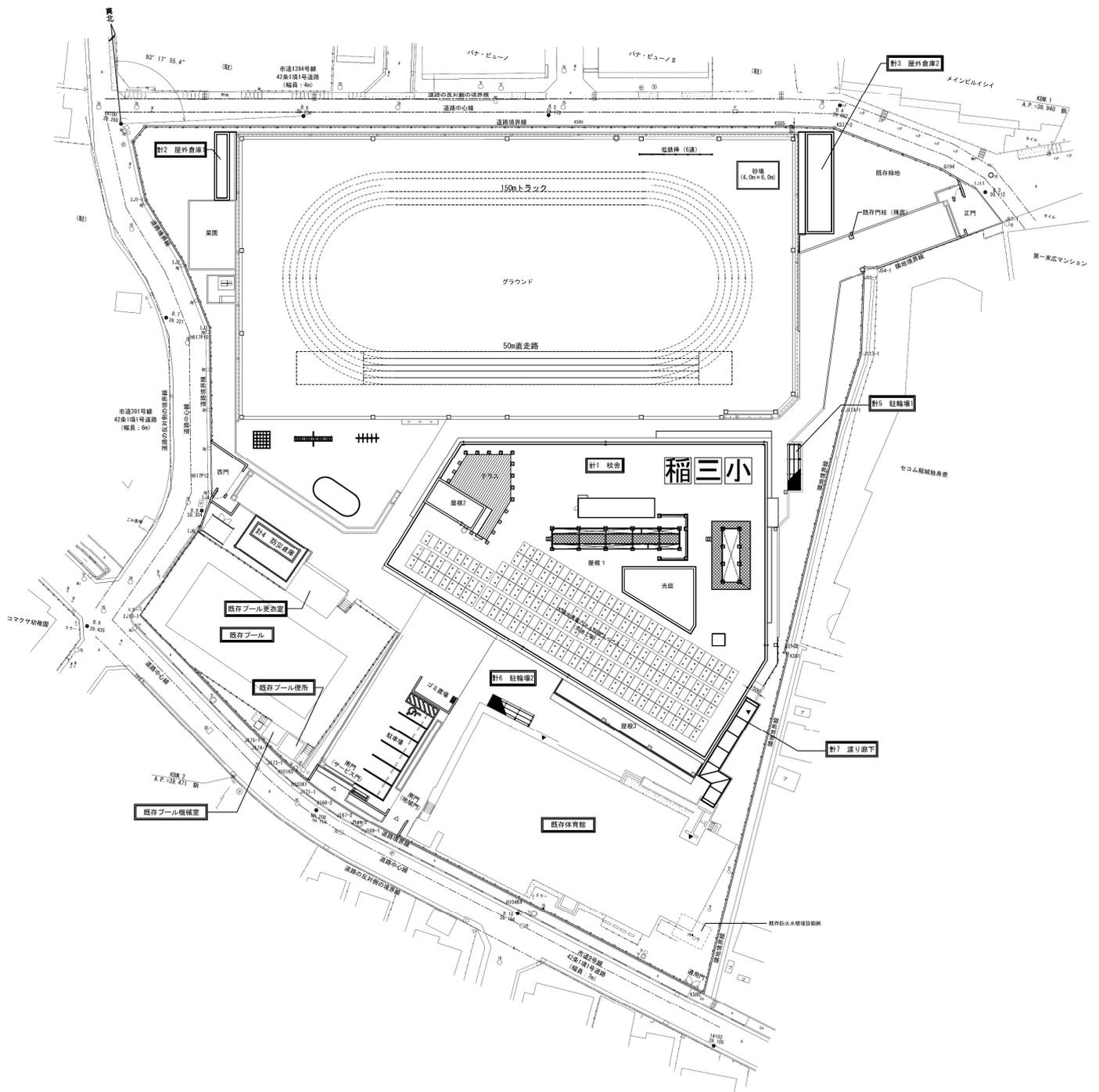
13 仮契約日 令和7年8月20日

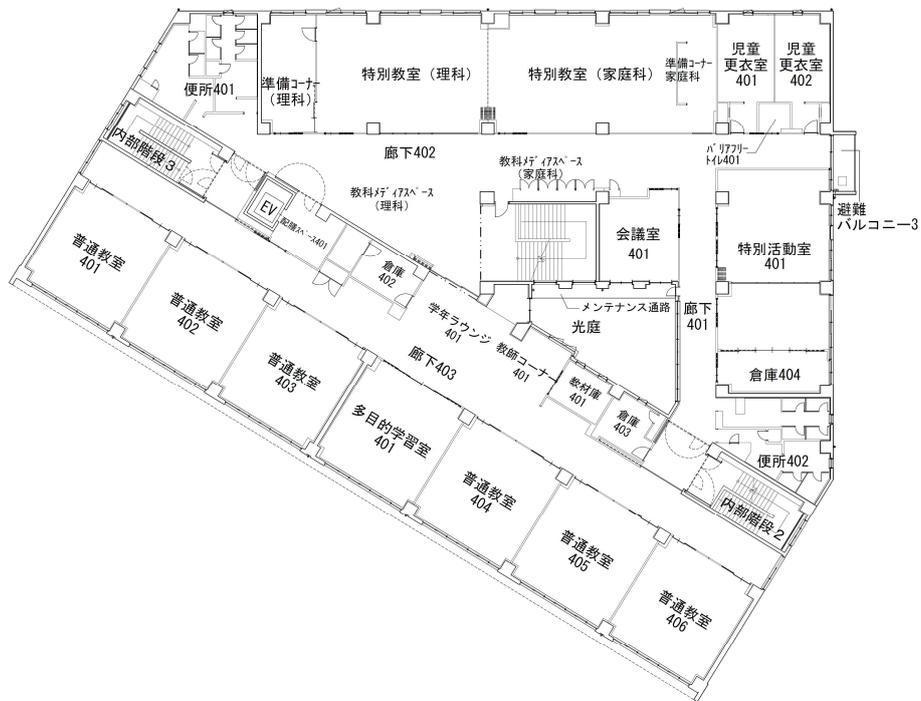
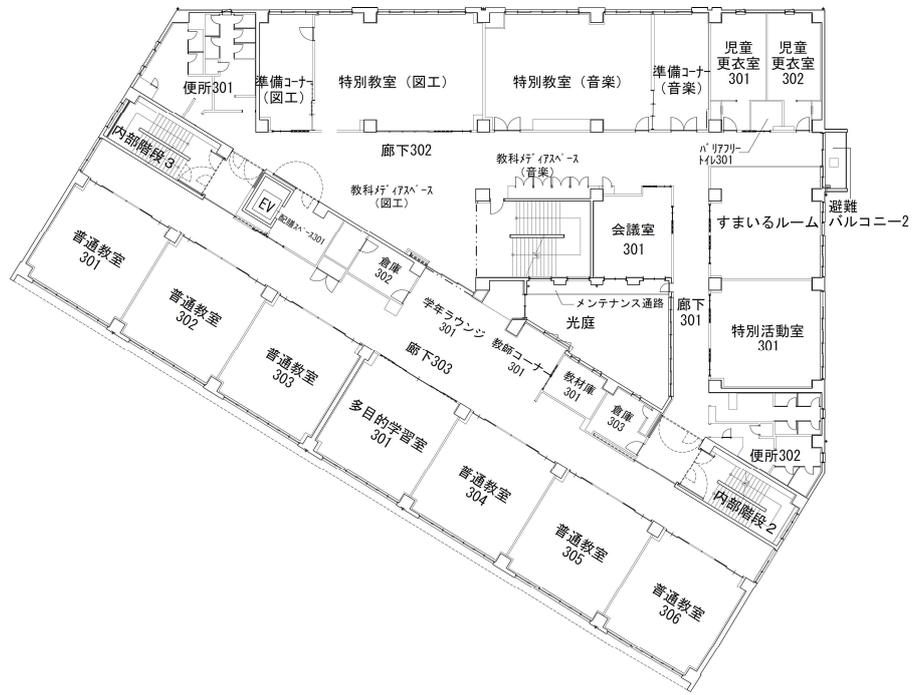
入札経過調書及び入札結果

開札日 令和7年8月19日

入札場所 電子入札サービス

件名		稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ 建設工事（電気）			
No.	事業者名	価格評価点 （入札金額）	価格以外 の評価点	総合評価点	備考
1	四電工・北山建設共同企業体	0.10点 (550,000,000円)	18.00点	18.10点	落札
入 札 結 果	落札金額 550,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 契約金額 605,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 落札者 所在地 東京都港区浜松町一丁目18番16号 名称 四電工・北山建設共同企業体 代表者又は代理人 株式会社四電工 東京本部 常務執行役員東京 本部長 三好 憲吾				
	工期	契約確定の日の翌日から令和9年8月27日まで			





第63号議案

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（機械）請負契約

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（機械）請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（機械）請負契約

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（機械）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校
学童クラブ建設工事（機械）
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 445,500,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都府中市若松町三丁目1番地の11
名称 株式会社川村設備
代表者又は代理人 代表取締役 川村 英史

議案概要説明書

議案番号	第63号	担当課	総務部総務契約課、子ども福祉部児童青少年課、教育部教育総務課
件名	稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（機械）請負契約		

【概要】

本案は、稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（機械）請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

【工事概要】

- 1 工事場所 稲城市大丸100番地
- 2 敷地面積 10,635.49㎡
- 3 建築面積 2,933.25㎡（建替及び建設部分2,078.48㎡、改修部分45.40㎡、既存部分809.37㎡）
- 4 延べ面積 8,257.71㎡（建替及び建設部分7,402.94㎡、改修部分45.40㎡、既存部分809.37㎡）
- 5 工事内容 校舎建替工事、学童クラブ建設工事、プール改修工事、外構工事
- 6 建物概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (2) 規模 地上4階建て
- 7 工期 契約確定の日の翌日から令和9年8月27日まで

【入札経過】

- 1 公告日 令和7年7月4日
- 2 案件公表 市ホームページ及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載
- 3 入札方法 総合評価一般競争入札
- 4 主な入札参加条件
 - (1) 東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県区域内に本店、支店又は営業所を有し、有効な経営事項審査における給排水衛生工事又は空調工事の総合評定値が1,000点以上であること。ただし、多摩市、調布市又は府中市区域内に本店、

支店又は営業所を有する業者については、当該総合評定値が850点以上、稲城市の区域内に本店を有する事業者については、当該総合評定値が600点以上であること。

(2) 官公署、公社、会社等の法人の発注する給排水衛生工事又は空調工事であって契約金額が2億3,000万円以上（多摩市、調布市又は府中市の区域内に本店、支店又は営業所を有する業者並びに稲城市の区域内に本店を有する事業者については、5,000万円以上）のもののうち、平成30年7月4日から令和7年7月3日までに完了した工事の実績を有すること。

5 入札参加資格申請者 2者

6 入札参加資格者 2者

7 予定価格 4億5,342万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。事前公表済み。）

8 開札日 令和7年8月19日

9 入札回数 1回

10 落札者決定日 令和7年8月19日

11 落札者 所在地 東京都府中市若松町三丁目1番地の11

名称 株式会社川村設備

代表者又は代理人 代表取締役 川村 英史

12 契約金額 4億4,550万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

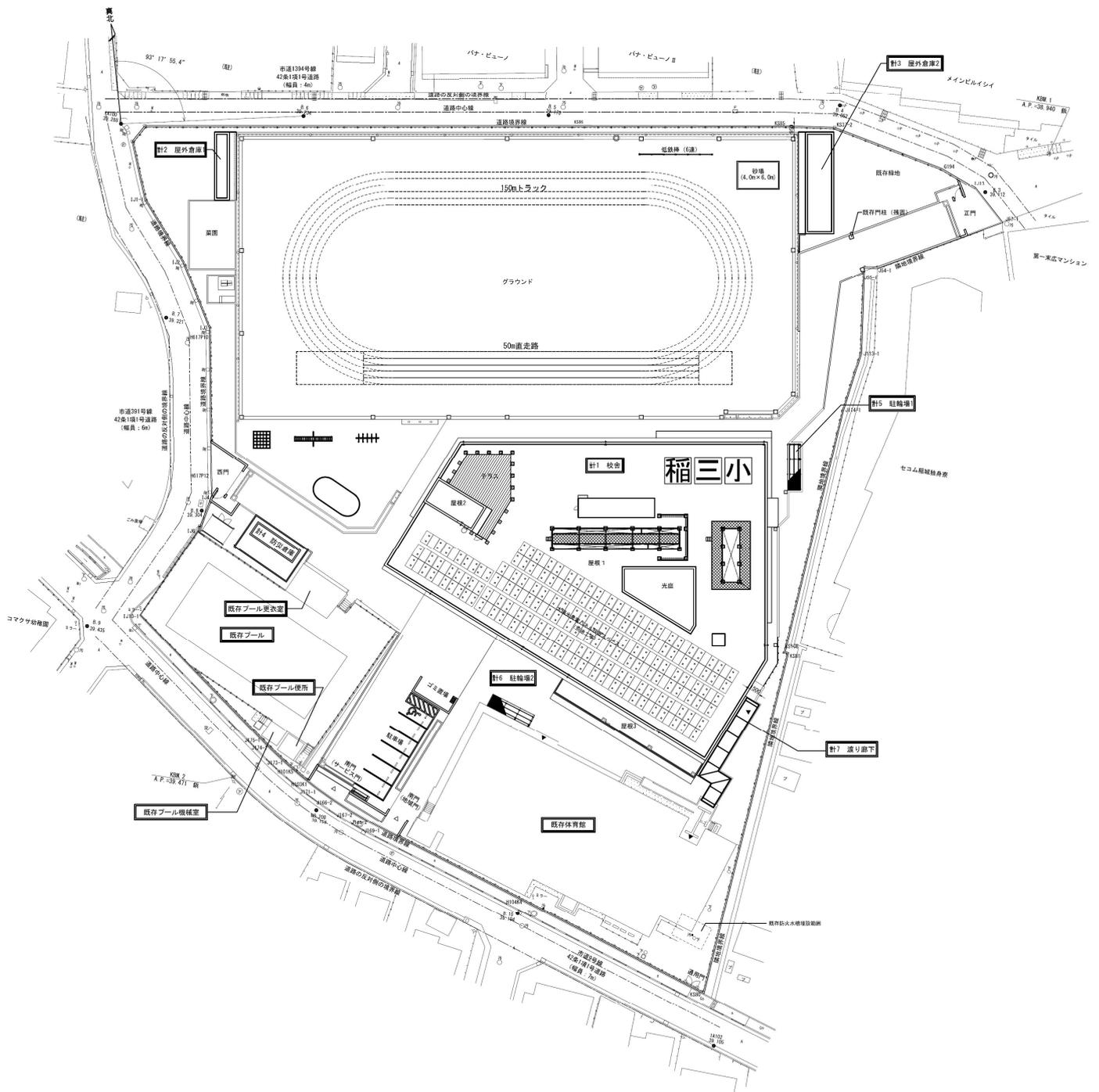
13 仮契約日 令和7年8月20日

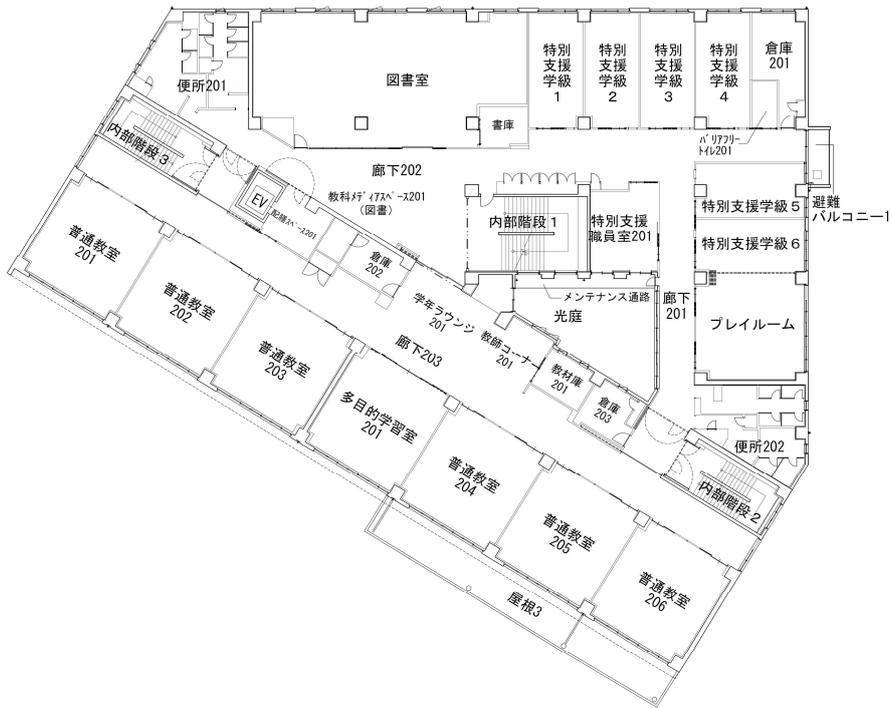
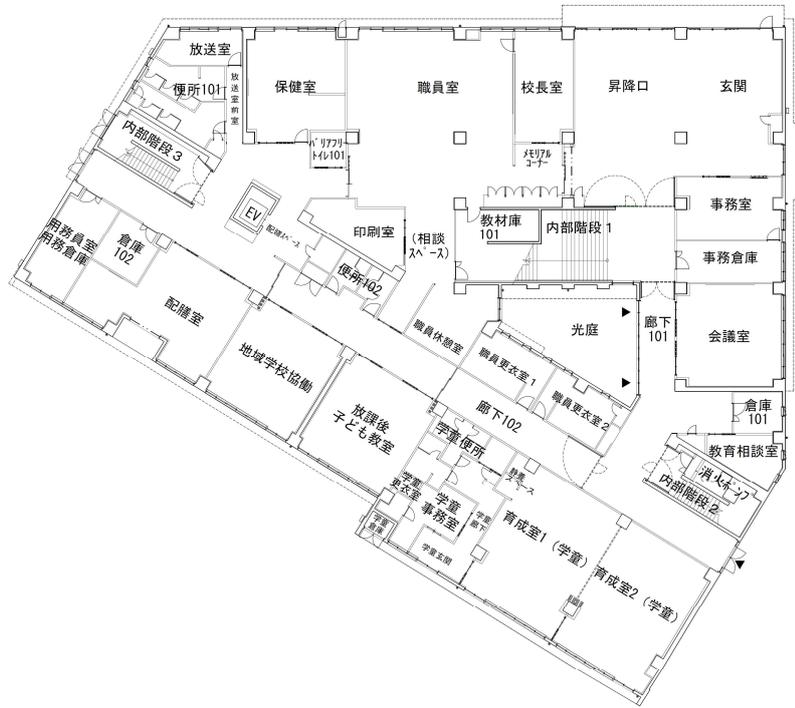
入札経過調書及び入札結果

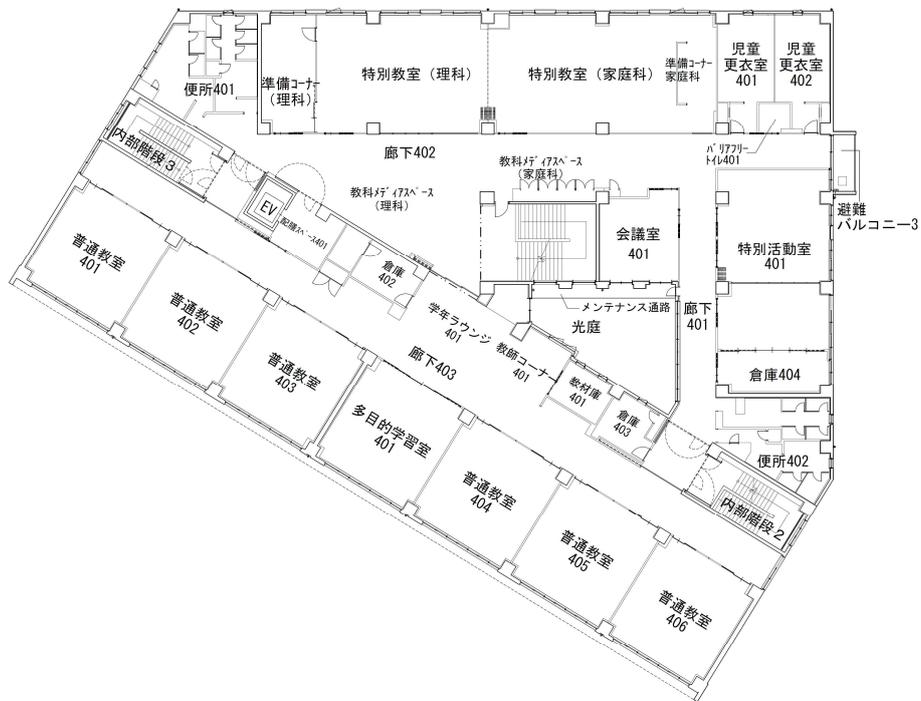
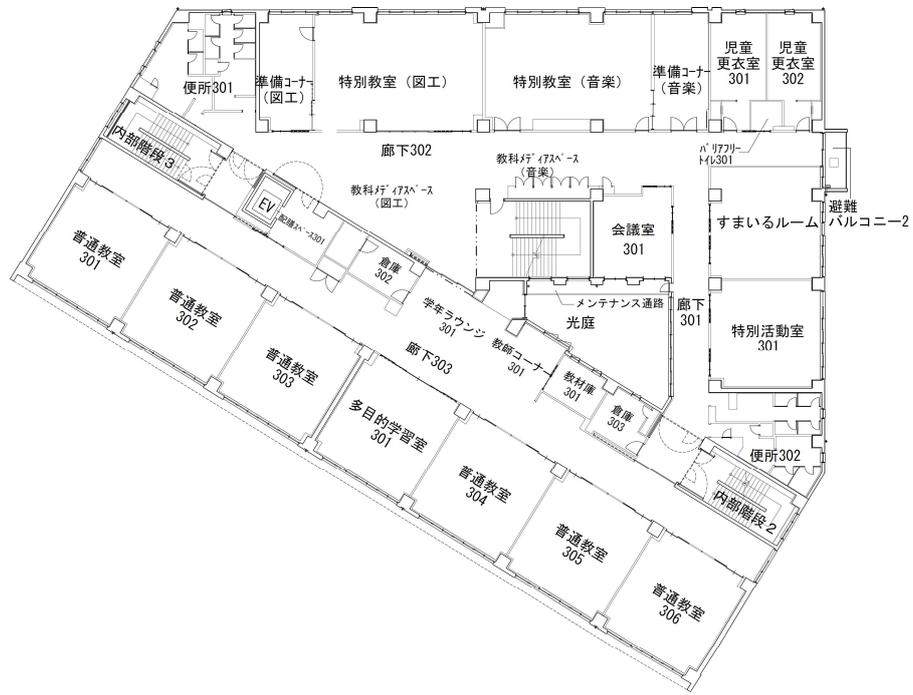
開札日 令和7年8月19日

入札場所 電子入札サービス

件名		稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ 建設工事（機械）			
No.	事業者名	価格評価点 （入札金額）	価格以外 の評価点	総合評価点	備考
1	株式会社川村設備	1.74点 (405,000,000円)	16.00点	17.74点	落札
2	株式会社丹野設備工業所	辞退	—	—	
入 札 結 果	落札金額 405,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 契約金額 445,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 落札者 所在地 東京都府中市若松町三丁目1番地の11 名称 株式会社川村設備 代表者又は代理人 代表取締役 川村 英史				
	工期	契約確定の日の翌日から令和9年8月27日まで			







第64号議案

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約の変更について

稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約について、次のとおり契約内容を変更する。

1	変更の内容	契約金額	変更前	322,300,000円
			増 減	3,806,000円
			変更後	326,106,000円

- 2 変更の理由 公共工事設計労務単価等の上昇があったことを受けて、契約金額を増額することについて契約の相手方から申出があり、その協議が調ったことから、契約金額を変更する。

議案概要説明書

議案番号	第64号	担当課	総務部総務契約課、教育部教育総務課									
件名	稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約の変更について											
【概要】 <p>本案は、稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> 【変更の内容】 <table><tr><td>契約金額</td><td>変更前</td><td>322,300,000円</td></tr><tr><td></td><td>増減</td><td>3,806,000円</td></tr><tr><td></td><td>変更後</td><td>326,106,000円</td></tr></table> 【変更の理由】 <p>公共工事設計労務単価等の上昇があったことを受けて、契約金額を増額することについて契約の相手方から申出があり、その協議が調ったことから、契約金額を変更するものです。</p> 【原契約の内容】 <ol style="list-style-type: none">1 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20 名称 大石建設株式会社 代表者又は代理人 代表取締役社長 大石 行伸2 契約日 令和7年3月28日3 工期 令和7年3月31日から令和8年3月13日まで				契約金額	変更前	322,300,000円		増減	3,806,000円		変更後	326,106,000円
契約金額	変更前	322,300,000円										
	増減	3,806,000円										
	変更後	326,106,000円										

第65号議案

稲城市立図書館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立 i (あい) プラザ図書館を除く稲城市立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

稲城市立図書館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
稲城市立中央図書館	稲城市向陽台四丁目6番地の18
稲城市立第一図書館	稲城市東長沼2111番地
稲城市立第二図書館	稲城市矢野口1780番地
稲城市立第三図書館	稲城市平尾一丁目20番地の5
稲城市立第四図書館	稲城市東長沼271番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 いなぎ図書館共同事業体

代表者 株式会社N T Tデータ 代表取締役社長 鈴木 正範

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

3 指定の期間

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

議案概要説明書

議案番号	第65号	担当課	教育部図書館課
件名	稲城市立図書館の指定管理者の指定について		

【概要】

本案は、稲城市立 i（あい）プラザ図書館を除く稲城市立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【施設概要】

名称	位置	設置年月
稲城市立中央図書館	稲城市向陽台四丁目6番地の18	平成18年7月
稲城市立第一図書館	稲城市東長沼2111番地	昭和48年6月
稲城市立第二図書館	稲城市矢野口1780番地	昭和50年4月
稲城市立第三図書館	稲城市平尾一丁目20番地の5	昭和54年4月
稲城市立第四図書館	稲城市東長沼271番地	昭和58年5月

【選定経緯】

1 選定方法

公募型プロポーザル方式により募集を行い、応募申請者について、稲城市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、候補者を選定しました。

2 選定委員会

稲城市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱（平成23年6月20日市長決裁）に基づき、次の5人で構成しました。

委員長 副市長

副委員長 税理士（市長が特に必要と認める者）

委員 総務部長

委員 教育部長

委員 稲城市立図書館協議会会長（市長が特に必要と認める者）

3 選定経過

令和7年4月23日 第1回選定委員会

管理基準書、募集要項、審査方法等について

令和7年5月8日 公募開始（公募型プロポーザル方式）

令和7年6月5日及び6日 申請受付（応募数1者）

令和7年7月11日 第2回選定委員会

応募状況、応募書類の確認等について

令和7年7月24日 第3回選定委員会

応募者プレゼンテーション、質疑応答及び審査・評価の決定

* 審査結果

総合点 106点 いなぎ図書館共同事業体

令和7年7月31日 いなぎ図書館共同事業体を候補者として選定

【候補者】

- 1 名称 いなぎ図書館共同事業体
- 2 構成団体 株式会社N T Tデータ
テルウェル東日本株式会社
株式会社N T Tファシリティーズ
- 3 代表者 株式会社N T Tデータ
代表取締役社長 鈴木 正範
- 4 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

【指定期間】

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで